

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

株式会社セイワホールディングス

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	15
3. 事業等のリスク	16
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
5. 重要な契約等	29
6. 研究開発活動	30
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	41
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	42
第5 経理の状況	55
1. 連結財務諸表等	56
(1) 連結財務諸表	56
(2) その他	132
2. 財務諸表等	133
(1) 財務諸表	133
(2) 主な資産及び負債の内容	142
(3) その他	142
第6 提出会社の株式事務の概要	143
第7 提出会社の参考情報	144
1. 提出会社の親会社等の情報	144
2. その他の参考情報	144

第二部 提出会社の保証会社等の情報	145
第三部 特別情報	146
第1 連動子会社の最近の財務諸表	146
第四部 株式公開情報	147
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	147
第2 第三者割当等の概況	150
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	150
2. 取得者の概況	152
3. 取得者の株式等の移動状況	156
第3 株主の状況	157
[監査報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2026年2月20日
【会社名】	株式会社セイワホールディングス
【英訳名】	SEIWA HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野見山 勇大
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号
【電話番号】	052-265-8467（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 井川 径成
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号
【電話番号】	052-265-8467（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 井川 径成

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第4期	第5期
決算年月	2024年5月	2025年5月
売上収益 (百万円)	7,276	7,769
税引前利益 (百万円)	445	563
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	281	327
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	295	323
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	△174	842
総資産額 (百万円)	7,914	11,274
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	△12.97	55.85
基本的1株当たり当期利益 (円)	20.92	23.34
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	—
親会社所有者帰属持分比率 (%)	△2.2	7.5
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	—	98.2
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	838	1,358
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△200	△2,375
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△163	2,607
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,312	2,903
従業員数 (人)	299	355
(外、平均臨時雇用者数)	(34)	(37)

- (注) 1. 2023年6月1日を移行日として、第5期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）により連結財務諸表を作成しております。また、第4期のIFRSに基づいた連結経営指標等もあわせて記載しております。
2. 第4期及び第5期のIFRSに基づく連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、仰星監査法人による監査を受けております。
3. 希薄化後1株当たり当期利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため希薄化効果の計算対象外ですので、記載しておりません。
4. 第4期における親会社所有者帰属持分当期利益率については、期首及び期末の親会社所有者帰属持分の合計がマイナスのため記載しておりません。なお、のれん等の減損を行ったことにより、親会社の所有者に帰属する持分はマイナスとなっております。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、平均臨時雇用人員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 当社は、2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2021年12月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
売上高 (百万円)	43	66	365	494	817
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	4	△68	△12	19	222
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	4	△209	△13	18	221
資本金 (百万円)	125	275	100	100	100
発行済株式総数 (株)	123,300	134,800	134,800	134,800	150,850
純資産額 (百万円)	167	256	248	303	1,175
総資産額 (百万円)	1,455	2,989	4,744	4,834	6,178
1株当たり純資産額 (円)	1,355.77	1,904.64	1,806.81	19.47	75.20
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	36.73	△1,698.46	△97.82	1.40	15.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.5	8.6	5.1	5.4	18.4
自己資本利益率 (%)	3.1	—	—	7.5	31.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	13	21	25	27	32
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(2)	(2)	(1)	(0)

- (注) 1. 2022年5月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から5月31日に変更しました。従って、第2期は2022年1月1日から2022年5月31日までの5ヶ月間となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権は存在するものの、当社株式が非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 第2期及び第3期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。なお、第2期及び第3期については新規株式公開を見据えた人員の補強やコンサルティング費用が発生したため、経常損失及び当期純損失を計上しております。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成されており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、仰星監査法人による監査を受けております。なお、第1期から第3期の財務諸表については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査を受けておりません。
7. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第4期の期首から適用しており、第4期からの主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 株式発行後の資本金及び資本準備金の減少について

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、新株式の発行(以下「本件公募増資等」という)を決議しております。また、同日開催の株主総会において、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づき、資本金の額を25億3,000万円(ただし、本件公募増資等により増加する資本金の額が25億円を下回る場合は、25億3,000万円から、25億円と当該増加する資本金の額との差額を控除した金額)減少し、資本準備金の額を25億円(た

だし、本件公募増資等により増加する資本準備金の額が25億円を下回る場合は、当該金額）減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金をそれぞれ7,000万円、0円とすること（各減少額は会社計算規則第27条に基づきその他資本剰余金へ振替）について特別決議を行っております（以下「本件減資等」）。本件減資等は、上場後の2026年4月3日までに、会社法第449条に基づく債権者保護手続（官報公告及び定款に定める電子公告）を経て効力を生じる予定です。当社は現在資本金1億円であり、本件公募増資等の実行により資本金の額及び資本準備金の額が増加する見込みですが、本件減資等の実施により、最終的な資本金の額は本件公募増資等実施前の資本金の額を下回る7,000万円となり、最終的な資本準備金の額は本件公募増資等実施前の資本準備金の額と同額の0円となる予定です。本件は資本の部内の組替であり、資金流出は生じません。当社においては、M&Aを通じた成長戦略を継続するうえで、財務基盤を強化し、より柔軟な資本政策が可能となる体制の整備が重要な経営課題であります。本件減資の目的は、中小法人向け税制の安定適用、グループの「みなし大法人」該当回避による補助金・税制活用可能性の確保であり、これらは、当社グループのキャッシュ・フローを含む財務基盤の強化および投資余力の拡大に資するものです。さらに、増加した資本金・資本準備金を資本剰余金へ振り替えることは、将来的な株主還元を含む資本政策の選択肢を広げる効果もあり、本件公募増資等と本件減資等を併せて実施する意義は高いものと考えております。

10. 当社は、2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期、第2期及び第3期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2021年12月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
1株当たり純資産額 (円)	13.55	19.04	18.06	19.47	75.20
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.37	△16.98	△0.98	1.40	15.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2【沿革】

当社の前身である株式会社セイワ工業の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
1995年12月	愛知県海部郡飛島村にて、溶接業に関する事業を行うことを主な目的として、有限会社セイワ工業（現株式会社セイワ工業）を設立（現100%子会社、連結子会社）
2003年6月	愛知県海部郡飛島村から三重県桑名郡木曽岬町へ本店移転
2019年6月	めっき加工を行う東栄コーティング株式会社をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2019年10月	機械加工を行う株式会社カスカをグループ化
2020年7月	鋼構造物（注1）の製造・販売を行う光誠産業株式会社をグループ化（現100%子会社、連結子会社） ブロー成形機（注2）の製造・販売を行う株式会社プレNZをグループ化
2020年10月	電線・ケーブルの製造・販売を行う三陽電工株式会社をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2020年11月	有限会社セイワ工業から株式会社セイワ工業に商号変更

当社は、2021年1月に、株式会社セイワ工業の単独株式移転（注3）の方法により設立されました。当社設立以降の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2021年1月	株式会社セイワ工業が単独株式移転の方法により、愛知県名古屋市中区にて、グループ会社の管理を行うことを主な目的とした持株会社として、当社を設立
2021年3月	真空ゴム成形機（注4）の製造・販売を行う三重工業株式会社をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2021年6月	製缶加工、溶接による組み立てを行う株式会社平野製作所をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2021年9月	カチオン電着塗装（注5）を行うタマ化工株式会社をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2022年1月	事業整理のため株式会社カスカを株式会社セイワ工業に吸収合併
2022年2月	成形アシスト装置（注6）の製造・販売を行う株式会社カケンジェネックスをグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2022年3月	土木事業を行う株式会社J O Bをグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2022年4月	液面計（注7）の製造・販売を行う日本計器株式会社をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2022年6月	プラスチックケースの製造・販売を行う株式会社開伸をグループ化（現100%子会社、連結子会社） 土木工事を行う日本興業株式会社をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2023年7月	カチオン電着塗装を行う株式会社金谷塗装工業所をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2024年11月	めっき加工を行う株式会社富士鍍金工業所をグループ化（現100%子会社、連結子会社）
2025年6月	タマ化工株式会社を買収主体として、株式会社勝山塗装工業所のカチオン電着塗装事業を譲受 愛知県名古屋市中区内で本店移転
2025年9月	株式会社プレNZの全株式を売却

- （注）
1. 鋼構造物とは、鉄骨や鉄塔、鋼製の橋などのうち主要部に鉄製材料が使われている構造物の総称です。
 2. ブロー成形機とは、加熱したプラスチックを空気で膨らませ中空製品を作る機械です。
 3. 単独株式移転とは、自社株式を新会社に移し、持株会社を設立する組織再編の手法です。
 4. 真空ゴム成形とは、金型内を真空化し加熱圧縮でゴムを成型する機械です。
 5. カチオン電着塗装とは、電気の力で塗料を金属表面に均一に付着させ、防錆性と密着性を高める電着塗装の方法です。
 6. 成形アシスト装置とは、成形時に材料の流れや形状を補助し品質を安定させる装置です。
 7. 液面計とは、タンクや容器内の液体の高さや量を検知し表示・制御する計測機器です。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社15社により構成されております。なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社は、主に製造業を営む国内中小企業をM&Aにより事業承継し、持株会社として、M&Aによる事業承継の解決とセイワプラットフォームによるグループ企業管理を行っております。

当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、グループ各社の事業内容は次のとおりであります。

会社名	主な事業
株式会社セイワホールディングス（当社） （本社：愛知県名古屋市中区）	事業承継M&A
株式会社セイワ工業 （本社及び工場：三重県桑名郡木曽岬町）	溶接・製缶加工
東栄コーティング株式会社 （本社及び工場：岐阜県岐阜市）	めっき加工
光誠産業株式会社 （本社：千葉県柏市、三和工場：東京都足立区）	鋼構造物製造・販売
三陽電工株式会社 （本社及び工場：埼玉県戸田市）	電線・ケーブル製造・販売
三重工業株式会社 （本社及び工場：千葉縣市原市）	ゴム成形機製造・販売
株式会社平野製作所 （本社及び工場：岐阜県美濃市）	溶接・製缶加工
タマ化工株式会社 （本社及び工場：東京都立川市、東松山工場：埼玉県東松山市）	カチオン電着塗装
株式会社カケンジェネックス （本社及び工場：千葉県松戸市）	成形アシスト装置製造・販売
株式会社J O B （本社：愛知県碧南市）	土木事業
日本計器株式会社 （本社及び工場：大阪府柏原市）	液面計製造・販売
株式会社開伸 （本社及び工場：滋賀県長浜市）	プラスチックケースの製造・販売
日本興業株式会社 （本社：三重県桑名市）	土木事業
株式会社金谷塗装工業所 （本社及び工場：群馬県太田市）	カチオン電着塗装
株式会社富士商事 （本社：愛知県名古屋市中区）	株式会社富士鍍金工業所を買収する際のSPC（特別目的会社）
株式会社富士鍍金工業所 （本社及び工場：愛知県犬山市、各務原工場：岐阜県各務原市）	めっき加工

当社が行う事業承継の特徴は、以下のとおりであります。

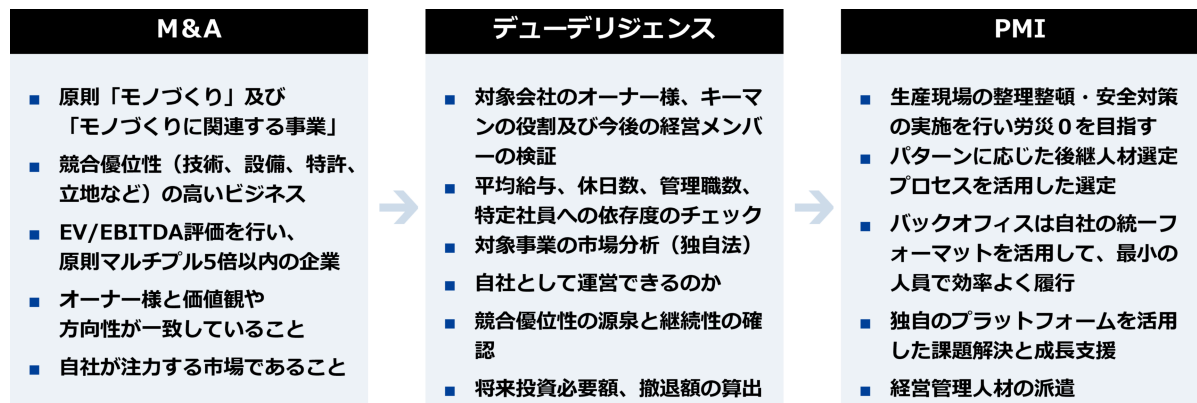
(1) 事業承継の対象エリア

当社は、「後継者不在である中小企業のM&Aを連続的に行い独自の仕組みでバリューアップを行う、製造業特化型の事業承継プラットフォーム」であります。

当社が行う事業承継の対象エリアは、モノづくりにおいて次のようなニッチトップ（注1）になり得る特徴を有しながらも、後継者の不在等により企業の継続が困難な中小企業であります。

- ・高いマーケットシェア
- ・参入障壁が高い（法規制、商圏など）
- ・独自の技術・設備・特許を保有
- ・高度な人材が在籍
- ・代替可能性が低い商品、サービス

当社は次の図の基準・プロセスにより、上記のような企業の事業承継を行い、バリューアップ（企業価値の向上）を図っております。

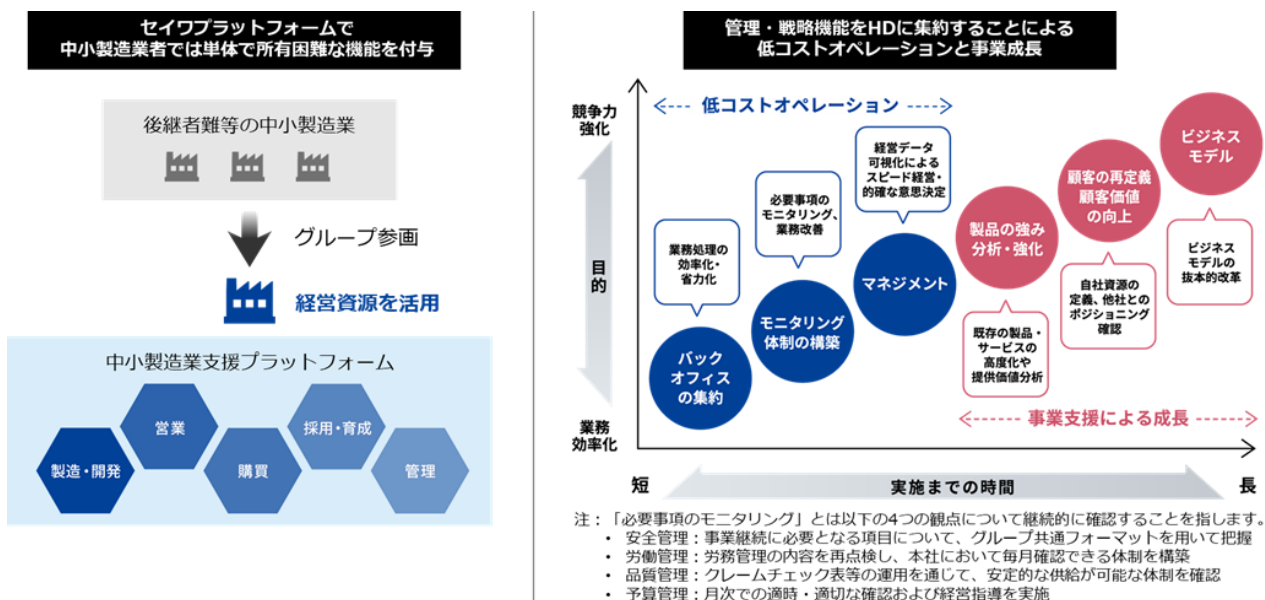


(注) 1. ニッチトップとは、特定の狭い市場（ニッチ市場）において、高いシェアと競争力を持つことです。
 2. (図中) PMIとは、Post Merger Integrationの略称で、M&A成立後、経営体制、業務運営、情報システム等を円滑に統合し、買収による経営効果を創出するための一連の活動を指します。

(2) セイワプラットフォーム

当社グループは、グループのコア技術である「職人の技」「設計・企画力」「設備力」を掛け合わせることで多様なモノづくりのニーズに応え、また、各グループ会社のポテンシャルを最大限に発揮することで顧客の期待を超える提案を行うことを目指しております。

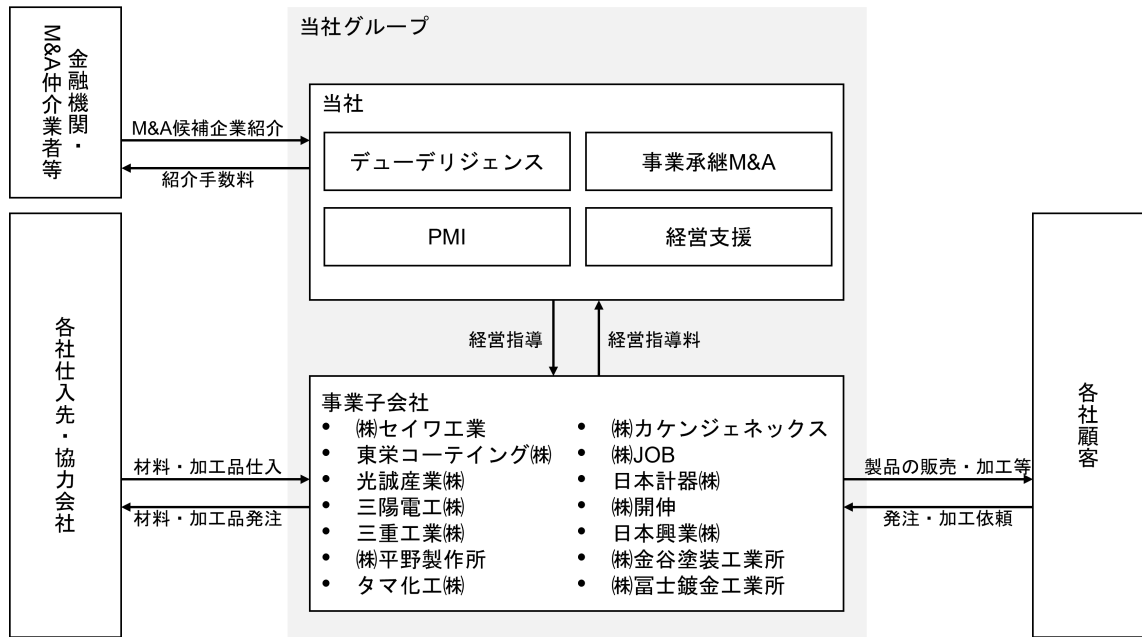
そのために、次の図に示す「セイワプラットフォーム」を通して、グループ各社単体で所有が困難な機能を一括管理することにより、当社グループ全体での成長を実現してまいります。



さらに、当社はセイワプラットフォームを通じて、グループ会社のバックオフィス機能を集中させることにより徹底的な低コスト化を図るとともに、営業・製造・開発等の戦略策定やグループシナジーの追求による生産性向上のための事業支援を行います。その成長により得られた資金を、経営効率化のためのIT投資や経営管理人材の増員によるセイワプラットフォームの強化、設備投資、新規M&Aに活用することで競争力の更なる強化を行います。その結果グループ会社の独自性の向上やシェアアップが可能となり、結果的に、顧客に新しい価値提供が出来るようになります。これらの循環を適切に加速させることで、グループ会社を支援するセイワプラットフォーム自体も、自走的に成長させていくことを目指しております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万 円)	主要な事 業の内容	議決権 の所有 割合又 は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社セイワ工業 (注) 1	三重県桑名郡 木曽岬町	10	溶接・製缶 加工	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
東栄コーティング株 式会社 (注) 1	岐阜県岐阜市	10	めっき加工	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
光誠産業株式会社 (注) 1	千葉県柏市	10	鋼構造物製 造・販売	100.0 (100.0)	当社からの経営指導 役員の兼任あり
三陽電工株式会社 (注) 1	埼玉県戸田市	10	特殊電線製 造・販売	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
三重工業株式会社 (注) 1	千葉県市原市	10	ゴム成形機 製造・販売	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
株式会社平野製作所 (注) 1	岐阜県美濃市	10	溶接・製缶 加工	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
タマ化工株式会社 (注) 1	東京都立川市	10	カチオン電 着塗装	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
株式会社カケンジェ ネックス (注) 1	千葉県松戸市	10	成形アシス ト装置製 造・販売	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
株式会社 J O B (注) 1、4	愛知県碧南市	50	土木・下水 道・造園・ 舗装工事	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
日本計器株式会社 (注) 1	大阪府柏原市	10	液面計製 造・販売	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
株式会社開伸 (注) 1、5	滋賀県長浜市	10	プラスチッ クケースの 製造・販売	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
日本興業株式会社 (注) 1	三重県桑名市	20	土木工事・ 砂利販売	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
株式会社金谷塗装工 業所 (注) 1、3	群馬県太田市	10	カチオン電 着塗装	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
株式会社富士商事 (注) 1、6	愛知県名古屋 市中区	10	SPC (特別目 的会社)	100.0	役員の兼任あり 資金の貸付
株式会社富士鍍金工 業所 (注) 1	愛知県犬山市	10	めっき加工	100.0 (100.0)	当社からの経営指導 役員の兼任あり

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（内書）は間接所有であります。

3. 株式会社金谷塗装工業所を存続会社とし、株式会社金谷商事（特別目的会社）を消滅会社とする吸収合併を2025年6月1日付で行いました。

4. 株式会社 J O B については、売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

①売上収益	1,384百万円
②税引前利益	143百万円
③当期利益	101百万円
④資本合計	190百万円
⑤資産合計	694百万円

5. 株式会社開伸については、売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	①売上収益	1,003百万円
	②税引前利益	158百万円
	③当期利益	98百万円
	④資本合計	457百万円
	⑤資産合計	1,174百万円

6. 株式会社富士商事は、債務超過会社であり、2025年5月末時点で債務超過額は64百万円であります。なお、同社は株式会社富士鍍金工業所を取得するために新たに設立した特別目的会社であり、事業活動を行っていないことから債務超過となっております。
7. 連結子会社でありました株式会社ブレンズの全株式を2025年9月8日付で売却しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
モノづくり事業	345	(31)
合計	345	(31)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2026年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
34 (0)	38.91	2.58	5,879

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び連結子会社いずれの会社も、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は、事業承継を通じて後継者不足の課題を解決し、セイワプラットフォームと事業承継ノウハウの組み合わせにより顧客に対して期待を超える提案と新しい価値提供をすることに挑戦しております。また、安全で働きがいのあるモノづくりネットワークを作るべく、様々な業界から幅広い経験を持った人材を登用し、斬新な発想と取り組みを通して、製造業の新しい経営モデルを作ることを目指しております。当社が目指す世界観を実現するべく、当社グループのMISSION及びVISIONを定めるとともに、MISSIONの遂行とVISIONの実現のためのValueを明文化し、当社グループ役員への浸透に努めております。

・MISSION

たたむにはもったいない中小企業を受け継ぎ、選ばれ続けるモノづくりグループをつくる

・VISION

モノづくりネットワークによる「期待を超える提案」「安全で、働きがいのある職場作り」「長年培われた思い、技術の伝承」

－「期待を超える提案」

グループ企業の総力を結集し、今までにない組合せや仕組みの構築を通して、お客様の期待を超える提案を目指しております。

－「安全で、働きがいのある職場作り」

グループに加わったすべてのスタッフが安全で生産的な職場で働け、やりがいを持てるような環境・制度設計を目指しております。

－「長年培われた思い、技術の伝承」

日本のモノづくりの根底である、技術力を後世につなぐための思い、技術を繋ぎ、競争力の底上げを行います。

・Value（行動基準・価値観）

挑戦・感動・素直・責任

－「挑戦」

企業の成長には、1人1人の新しい挑戦が不可欠です。先の見えない時代だからこそ、今までにない発想やアクションを重要視しております。

－「感動」

お客様や仲間の役に立ちたい、喜ばせたいという思いから感動が生まれます。他にはない、期待を越える提案を常に目指しております。

－「素直」

知識や経験を積み重ねるほど自分なりの正解ややり方が出てきます。ただ、時代が大きく変わっていく中で、過去のやり方にしがみついていると進化はありません。過去のやり方を見直し、ゼロから考えることを大切にしております。

－「責任」

組織は日々お客様や仲間と約束をし、それを成し遂げることで信頼を得ていきます。たった1回の失敗で一生取り返せない損失になることを肝に銘じ、自分が与えられた仕事の重大性を理解し、日々達成感を持ち進めていくことを心がけております。

(2) 経営環境

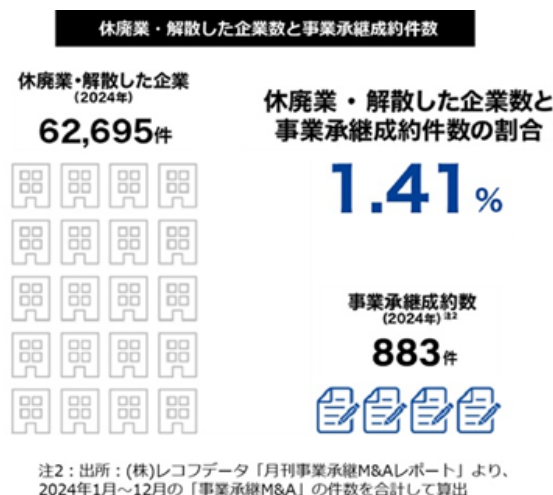
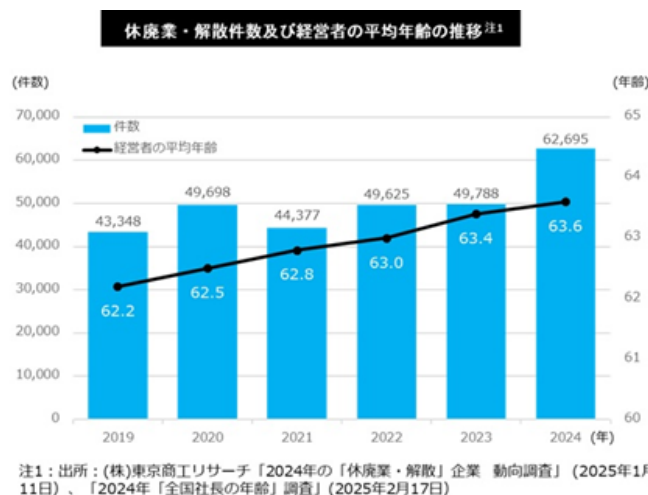
当社グループを取り巻く経営環境について、経営者の認識は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

① 社会動向・業界動向について

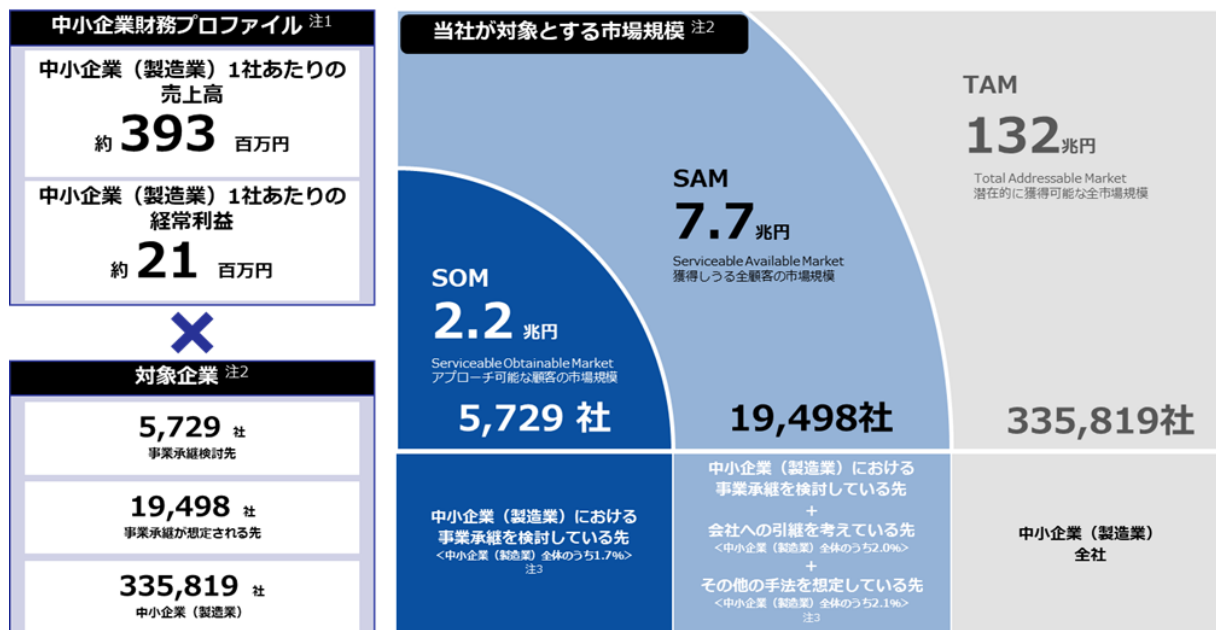
日本における製造業には、地域に密着した多くの中小企業があり、多くの雇用を抱えておりますが、高い技術力や優れた商品力を保有しながらも、後継者不在により廃業を余儀なくされる企業や、外部環境の変化によって本来の力を発揮できずに立ち行かなくなる中小企業が多く存在している状況であります。

経営者の高齢化と後継者不在による休廃業・解散件数は次の図のとおり増加傾向にあり、事業承継は社会問題となっております。また、休廃業・解散した企業数に対するM&A成約件数も1.41%と低調であり、このままでは世界に誇れる日本の職人の技術やノウハウが途絶えてしまう状況になっております。一方で、市場としての成長余地があるとも考えております。当社はこれまで、後継者不在のような企業の受け皿となり支援を行うことで、中小企業の再成長と地域経済の活性化を図ってきております。中小企業が抱える課題点は多岐にわたりますが、当社の強みであるセイワプラットフォームにより的確な経営支援を通じて、グループの成長と事業の活性化を図ってまいります。



② 市場規模について

当社が行う事業承継のターゲットは中小製造業でありますので、中小企業庁の中小企業実態基本調査をもとに、次の図のようにTAM (Total Addressable Marketの略称で、当社の製品・サービスが理論上アクセスし得る「最大の市場規模」を指す。)は中小製造業全体の市場規模である約132兆円と想定しております。そのうち、当社がアプローチしうる、事業承継を検討している中小製造業のSAM (Serviceable Available Marketの略称で、当社のビジネスモデルを考慮したとき、実際にサービス提供・販売が可能な市場規模を指す。)は約7.7兆円、SOM (Serviceable Obtainable Marketの略称で、中期的に獲得し得る実売上相当の市場規模を指す。)は約2.2兆円と想定しております。



以下、出所はいずれも中小企業庁「中小企業実態基本調査 令和6年確報（令和5年度決算実績）」

- (注) 1. 売上高は「第3-2表 中小企業の1企業当たりの売上高（産業大分類）」の令和5年度392.5百万円、経常利益は「第3-4表 中小企業の1企業当たりの経常利益（産業大分類）」の令和5年度20.5百万円の小数点以下第1位を四捨五入して記載。
2. 「集計表第5-2表」の「母集団企業数」335,819社に対し、TAMは売上高392.5百万円を乗算し小数点以下第1位を四捨五入して兆円単位で記載。SAMは「1. 親族内承継を考えている」「2. 役員・従業員承継を考えている」「3. 会社への引継ぎを考えている」「4. 個人への引継ぎを考えている」「5. 上記1.～4. 以外の方法による事業承継を考えている」「6. 現在の事業を継続するつもりはない」「7. 今はまだ事業承継について考えていない」「8. その他」の内、5. (1.706%)、3. (2.001%)、8. (2.099%)の合計5.806%を乗算し小数点以下第1位を四捨五入して19,498社を算出し、売上高392.5百万円を乗算し小数点以下第2位を四捨五入して兆円単位で記載。SOMは5. (1.706%)を乗算し小数点以下第1位を四捨五入して5,729社を算出し、売上高

392.5百万円を乗算し小数点以下第2位を四捨五入して兆円単位で記載。

3. 上記注2に記載の割合を小数点以下第2位を四捨五入して記載。

今後、これらの市場の更なる深耕を進め、市場シェアを獲得していくためにはセイワプラットフォームの更なる強化が必要不可欠と考えております。セイワプラットフォームでは事業推進が出来る経営人材の採用や育成、バックオフィスの更なる効率化、プラットフォーム機能の継続的な成長を目指してまいります。その結果、当社グループでは、対象市場において競争力を持つ企業に自社グループを育てること、それらの企業、それらに準ずる企業の譲受を行ってまいります。

(3) 経営戦略

当社は、M&Aによるロールアップ成長とセイワプラットフォームによる既存事業の成長の2つのエンジンで業容拡大、事業ポートフォリオを強化しております。M&Aによるロールアップにおける投資企業の選定においては、参入障壁や業界シェア、当社ボードメンバーとの技術的な理解度などを基にスクリーニングを行い、注力市場を選定しております。加えて、原則「モノづくり」及び「モノづくりに関連する事業」、競合優位性（技術、設備、特許、立地など）のあるビジネス、EV/EBITDA評価を行い、原則マルチプル5倍以内の企業、オーナー様と価値観や方向性が一致していること等を重視しM&A、PMIを実行し、ノウハウを蓄積しております。

一方、セイワプラットフォームによる既存事業の成長においては、当社プラットフォームの強みである企業単体での所有が困難な共通の基盤となる仕組み（注）を提供することにより新たな事業戦略の構築と、効率化経営を目指しております。

（注） コスト・人材・ノウハウの観点から中小製造業企業単体での構築が困難である一方、成長において不可欠となる機能群を指します。主な例として、以下の領域が該当します。

- ・経営管理・ガバナンス基盤（月次管理、KPI設計、内部統制、上場企業水準を見据えた管理体制の整備）
- ・財務・資本戦略機能（設備投資判断における共通基準の策定、資金調達に関する支援）
- ・人材・組織基盤（採用専任者による採用プロジェクト支援、優秀な出向人材の提供）
- ・技術・生産面での横断的知見（設備選定に関するノウハウ、工程改善の事例、価格転嫁状況の共有 等）

また、中小企業M&Aの失敗要因の多くは、価格やスキームだけではなく、「見落とし」や「属人的判断」に起因する投資後の想定外事象にあると考えております。特にオーナー経営者が判断する箇所が多いのも実態です。そのため、M&Aの成功確率は、明確な戦略性の策定やDDプロセスの型化、チェックリスト化によって上げられると考えております。当社では、製造業に特化したDD観点（人・設備・工程・品質・顧客構造）を整理し、過去案件で顕在化したリスクや成功要因をチェックリストとして蓄積するとともに、譲受先オーナーの属性、キーマンのタイプ及び後継人材の選定をシステム化し、DD時点でPMIの難易度を想定した上で案件を推進し、成功確率の高い人材登用を実施することが可能な独自の人材最適化システムを構築しております。

その他、当社グループは既存事業のオーガニックな成長のためR&D（新技術の研究開発活動）も積極的に行っております。具体的な取り組みとしては、片手で一発開封が出来る包装資材「Vバック」やケーブル型多点温度センサ「センサーモ」の温度測定可能点を増やすための開発や顧客ニーズに合わせた機能拡充の取り組み等を行っております。

当社グループの中長期的な成長戦略としては、次の3つを構築することでグループ全体の成長を推し進めてまいります。

①規律ある経営プロセスの浸透による収益性向上

グループ全体で収益率を重視した経営方針を徹底するため、仕入れルートおよび手法の見直しによる直接費の削減、自動化・設備投資を活用した労務費の最適化を推進します。また、グループ共通で追うべき指標として売上高営業利益率を設定し、目標とする数値の達成を目指すことを徹底し、競争力の向上を図ります。

②優良企業のM&A

自社ソーシング担当者の配置により、M&Aのパイプライン充実を図ります。自社ソーシング部門が、当社が注力する中小製造業領域において他社を凌駕する技術、特許、設備などを持っている企業に戦略的にアプローチします。また製造業における一定の業種や地域におけるトラックレコードを積むことで、売手企業側からも当社に事業を任せたいと感じていただける信頼のブランドを確立します。これらを通して、優良企業のM&Aを継続的に積み重ね、対象市場におけるポジショニング確立を目指します。

③高成長を支えるセイワプラットフォームの進化

当社グループでは、バックオフィス機能の標準化・型化を推進しており、グループ参画により効率的な経営体制への移行が可能です。当社グループでは、企業数の増加に伴い、個社で個別に抱えていた管理・企画・間接業務をグループ共通機能として集約・標準化する設計を採っています。その結果、売上成長に対して販管費の増加率を相対的に抑制することが可能となります。結果として企業数が増えるほど、1社あたりの間接コスト負担は低下する構造となっており、規模の拡大がそのまま効率性向上につながるグループモデルを構築しています。加えて、日本国内のみならず、海外への展開力を有する製品については、海外市場への進出も並行して仕掛けることで、グループの成長を加速させます。さらに、グループ企業の成長を支援するため、財務・法務・人事・IT・海外展開などの専門領域において、事業支援のプロフェッショナルチームを組成し、新規事業の立ち上げや技術・ノウハウの横展開を含め、各社の経営課題に対して実行力のある支援を提供し、グループ全体の企業価値向上を図ります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、セイワプラットフォームを通じて、グループ子会社の高い成長性を実現させ、その成長により得られた資金をセイワプラットフォームの強化のための投資として、事業面への設備投資や新規M&Aに活用することでより高い成長性を実現していく観点から連結売上収益、調整後連結営業利益、調整後連結EBITDAを重要な経営指標と考えております。なお、調整後連結営業利益、調整後連結EBITDAについては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」で定義しております。その結果グループ子会社の独自性の向上やシェアアップの獲得が可能となり、結果的に、顧客に新しい価値提供が出来ております。これら循環をさらに適切に加速させることで、セイワプラットフォームが自走的により高い成長性を達成していくことを目指しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① M&A対象企業の発掘・事業の成長

当社グループはM&A案件の発掘に際し、金融機関、M&A仲介会社等様々なリソースを活用し、精緻な企業分析、M&A後の成長戦略、PMI戦略、グループシナジー等を十分に勘案した上で戦略化・実行していくことが重要であると認識しております。上記のプロセスを経て、当社として投資を検討するターゲット案件に対しては、当社取締役を中心とした経営層及び関係部門において案件の初期検討から最終意思決定に至るまで、事業性・成長戦略・PMIの実行可能性・リスク・投資条件を多面的に確認し、当社グループの成長に結び付くM&Aの実行に注力してまいります。

② 経営管理人材の採用・育成強化

当社グループの最も重要な経営資源は人材であり、事業承継後の経営管理人材の派遣を行う上で人材の採用・育成強化は継続的な経営課題であると認識しております。当社グループは将来の経営管理人材を輩出するために、数年前より継続して新卒採用活動を行っており、自社の理念・文化を体現し、事業承継後の収益力向上を実現できる人材の育成に注力してまいります。適性があると判断した人材は派遣先のグループ会社の取締役に選任するなどし、その能力を遺憾なく発揮できる体制を構築してまいります。

③ ITを活用した現場改革

日本の中小製造業の課題として、技術伝承とIT化の遅れが深刻になっております。この問題は海外企業との競争が激化した昨今では非常に大きな課題であり、当社グループとしても積極的に当分野への投資を行っております。多くのPMIを経験する中で、中小企業に適したITツールの選定や導入マニュアルの構築を可能にしました。また、従来は職人に頼っていた「勘やコツ」と言われる部分を、AIや自動化設備の導入で代替する取組も進めております。

④ 財務体質の改善

当社グループは事業承継を実行する際に金融機関からの借入を積極的に活用しており、2025年5月期末現在における有利子負債は7,884百万円、有利子負債依存度は69.9%となっております。各グループ会社の収益体質強化による利益の蓄積のほか、様々な資金調達手法を活用し、財務体質の強化を図ってまいります。

⑤ グループ管理体制の確立

当社グループは、新たな会社をグループに迎え入れ、既存グループ会社とのシナジーやプラットフォームの活用により成長させていく事業モデルとなっております。定期的にグループ各社の幹部を集めた方針説明会を開催し一体感の醸成を図るとともに、中期経営計画に基づく予算管理を通じてグループ管理体制の確立に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

当社グループが効率的に拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って、管理系の各部署における優秀な人材の採用・確保、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針です。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社は、「たたむにはもったいない中小企業を受け継ぎ、選ばれ続けるモノづくりグループをつくる」をMISSIONとし、事業承継を通じて後継者不足の課題を解決してまいります。新しいものを作るのではなく、既存の技術やノウハウ、設備などを元に事業を行うこと自体がSDGsの目的に則した事業モデルであると考えており、こうした取組が、社会及び経済の、長期的で健全な成長に繋がると考えております。

(2) サステナビリティに関する取組

① ガバナンス

当社は、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会の活動を通し、サステナビリティ経営を実現するための当社グループ戦略の実施及びサステナビリティ関連のリスク・機会の監視・管理を行ってまいります。

② 戦略

a. 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針

当社グループにとって、人的資本は価値創造の源泉であると考えており、人的資本を重要視して投資を行うことで、持続的な成長と企業価値向上の実現に繋げてまいります。

人材の多様性については、当社グループが持続的な成長を遂げるために、多様な人材を活用すべきであると考えております。多様性に関する数値目標等は設定しておりませんが、多様なバックグラウンドを持つ人材を採用し、それらの人材が活躍できるような環境を整えることが重要であると認識しております。グループ会社において、次のような取組を行っております。

- ・年齢、性別、国籍に関係ない公正公平な評価を全グループ会社で実施
- ・外国人人材の採用を推進するとともに、寮制度を設け、日本での生活環境をサポート
- ・定年後も従業員本人の希望があれば継続して雇用する再雇用制度

人材の育成については、当社では事業承継に関連して経営を担える人材、内部管理体制の強化に欠かせないコーポレート人材の育成に注力しております。その他グループ全体で、次のような取組を行っております。

- ・グループ間出向による人材交流
- ・グループ間での経営ノウハウや製造ノウハウの共有化の場を提供
- ・経営を志す次世代育成のための講義・グループワークを実施する「セイワ塾」を月1回開催
- ・グループの営業力強化のための営業研修を月1回開催

また、社会貢献活動として、モノづくりの次世代を担う人材育成のため、高専学生向けの奨学金制度を創設・実施しております。

b. 社内環境整備に関する方針

当社グループ全体での成長を実現するため、「セイワプラットフォーム」によりグループ会社の社内環境整備を行っております。

- ・各社ITツールの導入等によるDXの推進
- ・改善提案活動に対して、会社・個人単位で表彰
- ・5S（注）の活動として、月1回各社での巡視及びグループ全体で好事例等を共有。

当社グループの役職員の生産性向上を目的に、次のような制度を敷いております。

- ・柔軟な働き方のためのリモートワーク制度
- ・新卒採用者への奨学金返済支援制度
- ・福利厚生としてグランピング施設の無料利用制度

（注） 「整理（ものを仕分けして不要なものを処分し、必要なものだけ残すこと）」「整頓（必要なものを使いやすいように整えて配置すること）」「清掃（環境や機械のごみや汚れを取り除いて、点検すること）」「清潔（整理・整頓・清掃の行き届いた状態を保つこと）」「しつけ（整理・整頓・清掃・清潔を習慣づけること）」の頭文字のSをとったもので、製造業等の職場環境の維持改善で用いられるスローガンを指します。

③ リスク管理

当社は、リスク管理体制の整備を目的として「リスク・コンプライアンス規程」を定め、当社グループ内外で想定されるリスクの管理に関してその防止及び会社損失の最小化を図るために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会の活動を通して、サステナビリティに関連するリスクを含め、リスクの把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングに努めております。

④ 指標及び目標

サステナビリティ関連のリスク・機会に関する当社グループの実績の長期的な評価、管理、監視に関して、具体的な指標及び目標は設定しておりません。

人材育成及び社内環境整備に関して、具体的な指標及び目標は設定しておりません。

今後、上記指標及び目標の設定について、検討する予定です。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、下記のとおりであります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、情報の適時開示の観点から、積極的に開示しております。

当社は、これらのリスクの発生可能性を考慮した上で、発生の回避及びリスクの軽減に努める所存であります。当該株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本頁以外の記載事項を、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、当社グループのリスク管理体制に関しましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ③企業統治に関するその他の事項 b. リスク管理体制の整備状況」に記載のとおりであります。

また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社グループ全体に関するリスク

① 事業環境の悪化について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループの収益は、モノづくりの事業を運営するグループ会社に依存しております。これら事業を取り巻く環境としては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しますように、今後も継続的な成長余地を有していると考えております。しかしながら、景気動向等により事業環境が悪化した場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、上記動向を日々注視しながら、適宜当社の経営戦略に織り込んでいくとともに、当該動向に柔軟に対応できる体制構築に努めてまいります。

② M&A市場環境及びレピュテーションリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、製造業を中心としたM&Aによるロールアップを成長戦略の一つとして位置づけておりますが、当該戦略はM&A市場の動向や社会的評価の変化に一定程度影響を受けます。具体的には、景気動向や金融環境の変化、案件供給や競争環境の変化等により、想定どおりの案件発掘や条件でのM&Aが実行できない場合があり、その結果、当社グループの成長戦略や経営成績等に影響を与える可能性があります。

また、近年、M&Aによるロールアップを進める企業において、買収先企業の過去の不適切な取引や法令違反、買収後の不祥事等が問題となり、社会的評価の低下やレピュテーションの毀損につながる事例が見受けられます。当社グループにおいても、こうした事象が発生した場合には、ブランド価値や取引関係への影響を通じて経営成績等に悪影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、製造業M&A市場の動向を継続的に把握するとともに、事前の情報収集や検討を慎重に行い、適切な投資判断が行える体制の維持に努めてまいります。加えて、M&A後も含めてグループ全体の管理体制の整備とモニタリングを行うとともに、コンプライアンス及びガバナンス意識の徹底を図ることで、レピュテーションリスクに対応できる体制構築に努めてまいります。

③ グループ会社の業績変動について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、各グループ会社の財政状態及び経営成績の状況が当社グループ全体に与える影響が大きいため、グループ会社の業績が変動することにより当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現在、当社におい

てグループ全社及び各社の経営戦略の立案や経営管理全般の統括管理を実行しておりますが、各グループ会社の事業運営が順調に遂行できない場合、または当社グループに予期しない変動が生じた場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、上記動向を日々注視しながら、適宜当社の経営戦略に織り込んでいくとともに、当該動向に柔軟に対応できる体制構築に努めてまいります。

④ M&A等に関するリスク

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、主に製造業を行う国内の企業を対象としたM&Aにより、既存事業の強化及び新規事業への参入の効率化を図っております。M&Aによって買収した企業に対し、当社グループが保有する経営知見を活用し、事業面でのシナジー効果の創出を行っておりますが、以下に挙げる理由により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は事前のデューデリジェンスを慎重に行うことはもちろん、買収後の経営管理やリスク管理により、リスクの未然防止及び対策を徹底してまいります。

a. 買収後の事業計画の進捗について

M&Aにあたっては、十分なデューデリジェンスを実施し、事業、財務及び法令等に関するリスクの検討を行っておりますが、買収時に想定した事業計画が予定どおり進捗しない場合には、のれんの減損等により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

b. 偶発債務や未認識債務の発生について

M&A実施に際しては、対象企業の財務、法務、税務及び事業等について事前にデューデリジェンスを実施し、十分にリスクを確認し、正常収益力を分析したうえで決定いたしますが、買収後の偶発債務の発生や未認識債務の判明等、事前の調査で把握できなかった問題が生じた場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

c. 統合に伴う資産等の整理について

M&A後の経営統合において、事業再編や遊休資産の売却等を実施することにより特別利益、特別損失が発生し、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

d. M&A時の調達資金について

当社グループは、事業拡大を加速する有効な手段のひとつとして、当社グループに関連する企業・事業のM&Aを検討していく方針です。新たなファイナンスによる費用負担や株式の価値及び議決権割合の希薄化及び自己資本の変動のほか、新たに借入金を利用した場合、市場金利の変動の状況によっては、借入金利息の負担の増大等により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

e. 連結子会社増加に伴う連結決算体制について

現在、当社グループでは当社を中心として各連結子会社との密接な連携を取りながら、決算作業を行っております。しかしながら今後当社グループが投資対象とする企業において、管理体制が不十分であることを理由に決算作業に遅延が生じる等の事態が発生した場合、連結決算作業が適時適切に行えない可能性があります。

⑤ 競合について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、主に製造業を営む国内中小企業の事業承継を行っております。こういった事業承継の競合他社としては、同業界の事業会社の他、買収ファンド（PEファンド）などがあります。これら競合他社は資金力、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度などにおいて当社グループよりも優れている場合があり、譲渡企業がそうした優位性を評価することで、当社が譲受企業として選ばれない場合があります。こうした状況が継続した場合、当社が想定する企業譲受が実行できず、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、買収ファンドや大手事業会社が取組困難な小規模な企業（小規模ながらニッチトップとなり得る高い競争力を持つ企業）をターゲットとし、またオーナーの事業承継ニーズに応えられるよう売却を前提としない中長期的な株式保有を行う戦略により、他社との差別化を図っております。またグループ化後は、「セイワプラットフォーム」により譲渡企業の強みなどを継続しながら社内環境を整備するとともに、グループ企業間のシナジーを最大限に追求して、当社グループ全体での成長実現に取り組んでおります。

⑥ 減損に関するリスク

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年内、影響度：中)

当社グループが保有する資産のうち、減損リスクがあると考えられる資産として、有形固定資産、使用権資産、のれん及び無形資産(顧客関連資産、商標権、ソフトウェア等)があります。この中でも、のれんについては2025年5月期末現在において1,464百万円計上しており、総資産の13.0%を占めております。

当社グループはIFRSを採用しているため当該のれんの毎期の償却負担は発生しませんが、対象となる事業の収益力が低下し、減損損失を計上するに至った場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。これらのリスクが顕在化する可能性は高くないと認識しておりますが、顕在化に備え収益性や健全性を確保してまいります。

⑦ 有利子負債依存度について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：数年内、影響度：小)

当社グループは事業承継を実行する際に金融機関からの借入を積極的に活用しており、2025年5月期末現在における有利子負債は7,884百万円、有利子負債依存度は69.9%となっております。従って、今後、金利が上昇した場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、今回の株式上場時における公募増資に伴う総資産の増加により、有利子負債への依存度を低減させていく方針であります。また、複数の金融機関と良好な関係を維持するとともに、今後の金利動向を注視してまいります。

⑧ 財務制限条項について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：数年内、影響度：中)

当社グループにおける金融機関からの借入金の一部において、当社グループ又は各グループ会社単体の各年度の年度決算における損益計算書の経常損益、各年度の年度決算期末における貸借対照表における純資産の部の金額等を基準とした財務制限条項が付加されており、利率の上昇又は請求により期限の利益を喪失する等、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは、月次の業績管理及び資金繰り管理を徹底し、財務状況を適時適切に把握する体制を構築しております。また、主要な取引金融機関との良好な関係を維持し、継続的な情報共有を行うことで、財務制限条項に抵触する可能性が生じた場合には、迅速な協議・対応を可能とするよう努めております。

⑨ コンプライアンスについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、企業価値の持続的な拡大を図るにはコンプライアンスが重要であると認識していますが、万が一当社グループ各社又は当社グループ各社の役職員が法令違反等のコンプライアンス上の問題を起こした場合には、社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社では、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心に全社的なコンプライアンス管理や、法令遵守に関する定期的な社内研修を行う体制を整備しております。

⑩ 情報セキュリティについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、顧客情報、技術情報、M&A検討先の財務情報等の機密情報をはじめとする重要な情報を多数取り扱っております。近年、企業に対するサイバー攻撃は手口が高度化・巧妙化しており、当社グループにおいても予期せぬサイバー攻撃、コンピュータウイルス感染、システム障害、従業員による過失や不正行為、その他不測の事態により、情報漏洩、データの改ざん・消失、システム停止等が発生する可能性を完全に排除することはできません。このような事態が発生した場合、機密情報漏洩に伴う損害賠償請求等による費用の発生、事業活動の停止や遅延による業績への悪影響、当社グループの信用失墜に繋がり、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループは「情報セキュリティ管理規程」を制定して情報セキュリティ管理体制を整備し、役職員への定期的なセキュリティ教育の実施、不正アクセス防止のためのシステム対策(ファイアウォール、ウイルス対策ソフトの導入等)、アクセス制限、ログ管理、脆弱性診断の実施など、様々な対策を講じております。

⑪ システム障害について

(発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、複数のITシステムを使用して業務処理・管理を行っておりますが、予期せぬサイバー攻撃、コンピュータウイルス感染、災害等に起因するネットワークの不通、ITシステムの提供元等における故意又は過失によるシステムトラブル等により、何らかのシステム障害が生じた場合、障害復旧に係る費用の発生、事業活動の停止や遅延による業績への悪影響、当社グループの信用失墜に繋がり、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループではITシステムの定期的なバックアップや、「情報セキュリティについて」の項目に記載しましたセキュリティ対策を講じております。

⑫ 大規模な自然災害・感染症等について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、全国各地にグループ会社の本社・工場等の拠点が点在しており、販売先についても日本全国に広がっております。大地震、台風等の自然災害や火災等の事故または新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行が想定を上回る規模で発生し、設備損壊、電力・水・ガス等の供給停止、交通・通信網の停止、サプライチェーンの被害等、その他当社事業継続上の支障が発生した場合には、当社グループの事業展開・サービス提供に影響し、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループは、緊急時においても事業・サービス提供が継続できるよう、システムの冗長化、Web会議システム等を活用したリモートワーク、緊急時の連絡・対応体制の整備等により対応してまいります。

⑬ 知的財産権について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、当社グループが行う事業に関する知的財産権の獲得に努めることに加え、第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払うことを基本方針としております。本書提出日現在において、当社グループが第三者の知的財産権を侵害している事実は認識しておらず、また、そのような第三者からの申し立て等を受けたこともありません。しかし、当社の認識していない知的財産権が既に成立していること等により、当社グループの事業運営が制約を受ける場合や第三者の知的財産権侵害が発覚した場合などにおいては、信用失墜や差止請求・損害賠償請求等により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社では、弁護士及び弁理士等の外部専門家と連携するとともに、知的財産権管理に関する各種社内規程を整備し、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制の構築や、当社グループが保有する知的財産権の適切な管理を行ってまいります。

⑭ 訴訟について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

本書提出日現在において、当社グループが当事者として関与している事業上の問題に関する重要な訴訟はありません。しかしながら、当社グループの今後の事業展開において、違法行為、トラブル、第三者への権利侵害があった場合等には、当社グループに対して、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や、損害賠償の金額によっては、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、訴訟等が発生しないように、コンプライアンス重視、リスク回避の対策、社員教育を徹底していく方針であります。

⑮ 特定人物への依存について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の創業者であり代表取締役社長である野見山勇大は、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。何らかの理由により同人が当社の業務を継続することが困難となった場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

当社ではM&Aを成長戦略の一環として位置づけており、その検討・遂行においても代表取締役社長は一定の役割を担っています。一方、案件のソーシング、初期検討、デューデリジェンスから最終的な意思決定に至るまでの各プロセスは、経営企画本部を中心とした関係部門による複数名の組織的な体制で運用し、コミュニケーションツールを活用した日常的な情報共有を行っています。また、デューデリジェンスや契約書類の検討に際しては、必要に応じて外部専門家の知見を活用しています。

さらに、投資委員会および取締役会における情報共有の強化や、重要事項の合議制による意思決定を通じて、代表

者に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。

⑯ 内部管理体制について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが必要不可欠であると認識しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、各事業の予算管理・資金繰り管理・業務プロセス等内部管理体制の構築が追い付かないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底してまいります。

⑰ 優秀な人材の確保について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、事業運営にあたり、各種の専門性を有する人材が必要であり、今後とも事業拡大に応じて継続的な人材採用・育成を行うことが欠かせません。しかしながら、将来的に、優秀な人材の獲得が困難となる、人材の育成が計画通りに進まなくなる、在職する人材が社外流出する等の事態が生じる場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは、新卒採用の他、中途採用においてはリファラル（社員紹介）、人材紹介など複数のチャネルを組み合わせた採用アプローチを採るとともに、雇用情勢の動向等も踏まえつつ、事業計画に基づく人員計画に従って採用活動を進めてまいります。また、育成・定着については、入社時のオンボーディングや各部署・グループ会社でのスキル向上のための研修実施、部署間・グループ会社間でのシナジーを強めるための意見交換や人材交流等の取組を実施しております。

⑱ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：数年内、影響度：小)

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しており、今後も継続的に付与する可能性があります。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権における潜在株式は1,292,000株であり、発行済株式総数15,085,000株の8.56%に相当します。

このようなリスクに対して、当社は、役員及び従業員へのインセンティブ付与の目的や発行規模の妥当性を慎重に検討し、株主価値への影響を踏まえた適切なストック・オプション制度の運用に努めております。また、権利行使期間において段階的に行使が可能となる条件を付与することで、希薄化の影響が分散するようにしております。

⑲ 大株主について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の代表取締役社長野見山勇大の所有株式数は、本書提出日現在で発行済株式総数の75.87%となっておりま。今回の株式上場時の売出によって所有株式の一部を売却する予定ではありますが、引き続き大株主となる見込みです。同人は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同人は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同人の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を与える可能性があります。

⑳ 調達資金の使途について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：数年以内、影響度：小)

当社の今回の株式上場時における公募増資による資金使途は、M&A待機資金への充当を考えております。しかしながら、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の変化に伴い、当該資金が想定どおりの使途に充当されない可能性もあります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待どおりの効果をあげられない可能性があります。そのような場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の変化については適時その動向を注視するとともに、公募増資による資金調達の使途が変更になった場合には、適時適切に開示を行います。

② 配当政策について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は、成長途上であるため、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化、当社の事業分野での競争力の確保を経営上の重要課題と認識しております。そのため、当社は創業以来配当を実施しておらず、内部留保を充実させ、事業効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後においても、企業価値の最大化のため、当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、本書提出日現在においては、配当実施の可能性、その実施時期等については未定であります。

このような状況に対して、当社は、内部留保を活用した成長投資（M&Aや設備投資等）を効率的に実行することで、早期の企業価値向上及び将来の安定的な利益還元に向けた経営基盤の構築に注力してまいります。

② 株式の流動性について

(発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において39.16%となる見込みです。今後は、公募増資による当社の事業計画に沿った成長資金の調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、公募増資やストック・オプションの行使状況等を踏まえた流通株式数の増加に努めるとともに、IR活動の充実を通じて投資家層の拡大を図り、市場での適切な流動性の確保に取り組んでまいります。

③ 株式発行及び資本金の額及び資本準備金の額の減少について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

本書提出日現在における当社の資本金は1億円であり、当社は法人税法上の中小法人等として、過去10年以内に生じた繰越欠損金について課税所得の全額まで控除が可能となるなど、税法上の中小企業向け措置の適用対象となっております。

当社は、本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場への株式上場を予定しておりますが、当該上場に係る新株式の発行（以下「本件公募増資等」という）については2026年2月20日開催の取締役会において決議しております。また、当社は同日開催の株主総会において、会社法第447条第1項および第448条第1項に基づき、資本金の額を25億3,000万円（但し、本件公募増資等により増加する資本金の額が25億円を下回る場合は、25億3,000万円から、25億円と当該増加する資本金の額との差額を控除した金額）減少し、資本準備金の額を25億円（但し、本件公募増資等により増加する資本準備金の額が25億円を下回る場合は、当該金額）減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金をそれぞれ7,000万円、0円とすること（各減少額の全額をその他資本剰余金へ振替）について特別決議（以下「本件減資等」）を行っております。本件減資等は、上場後の2026年4月3日までに、会社法第449条に基づく債権者保護手続（官報公告及び定款に定める電子公告）を経て効力を生じる予定です。

当社は現在資本金1億円であり、本件公募増資等の実行により資本金の額及び資本準備金の額が一時的に増加する見込みですが、本件減資等の実施により、最終的な資本金の額は本件公募増資等実施前の資本金の額を下回る7,000万円となり、最終的な資本準備金の額は本件公募増資等実施前の資本準備金の額と同額の0円となる予定です。本件減資等は資本の部内の科目組替であり、資金流出は生じません。

これらの施策の実施については、社外専門家の意見も踏まえ、取締役会にて慎重に検討した結果、現行の法制度に基づく適法なものであり、当社の安定的な運営及び企業価値の向上（中小法人向け税制の安定適用、グループの「みなし大法人」該当回避による補助金・税制活用可能性の確保、その他資本剰余金の確保による資本政策の柔軟性向上・資本効率改善）に資するものと判断しております。

しかしながら、上記の税務上の措置の利用や減資等に関し、今後否定的な報道等がなされた場合には、当社のレピュテーションに影響を与える可能性があります。また、債権者保護手続の過程における異議申立て等により、効力発生日が遅延する可能性があります。

(2) モノづくり事業に関するリスク

① 原材料、部品価格の上昇・依存に関するリスク

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社のグループ各社は、基本的に原材料・部品を外部サプライヤーより仕入れており、原油価格やエネルギー価格の高騰、世界的なインフレ圧力、為替変動等による材料・部品価格の上昇が製造コストの上昇につながり、製品単価

に十分に転嫁できない場合があります。また、当社グループはサプライヤーと基本取引契約を締結し、原材料・部品の安定的な取引を生産・製造の前提としておりますが、世界的に供給が逼迫する状況やサプライヤーにおける不慮の事故等により、生産・製造遅延を招くおそれがあります。これらの事由により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、サプライヤー各社とは良好な取引関係を維持するとともに、上記動向を日々注視しながら、不測の事態に柔軟に対応できる体制構築に努めてまいります。

② 製品の品質不具合・契約不適合責任のリスク

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループ各社の製造物について、大規模なリコールや製造物責任賠償につながるような製品の品質不具合が発生した場合、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、それにより売上が低下し、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループは品質管理に重点を置き、顧客のニーズに沿った製品作りに全社を挙げて取り組んでおります。加えて、製造物責任賠償（PL）については保険に加入するなど、リスク軽減を図っております。

③ 法的規制について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの建設業グループ会社においては、事業を展開する上で主に次のような法的規制の対象となっております。

法律	監督官庁	法律及び当社対応状況の概要
建設業法	国土交通省	「建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的」とした法律であります。 国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けた上で、建設業法上の各種規制を遵守する必要があります。
公害防止条例	各地方自治体	公害防止のために地方公共団体が定めた条例の総称で、その内容には様々なものがありますが、基本的に、公害防止に対する基本姿勢を示すものであるとともに、地域の公害の発生を抑制し、かつ公害の発生源規制を具体的に定めるなど各種の公害を通じた防止対策の総合と補完と調整を図るものとして定められています。 当社グループ各社の事業所が属する自治体の条例に従って、事業運営を行っております。

製造業グループ会社においては事業やサービス自体への法的規制はないものと認識しておりますが、公害防止関連規制、労働安全衛生法等の影響を受けます。また、当社グループ各社において、個人情報保護に関する法律、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律等の法令の遵守が必要となります。

当社グループは、弁護士、社会保険労務士、司法書士などと適宜連携し、最新の法改正への対応を含めて、上述のような法令を遵守した運営を行っておりますが、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化等が行われ、当社グループが運営する事業が規制の対象になる等制約を受ける場合には、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、法規制の改正等の動向を注視するとともに、法規制の遵守のために今後も社内教育や体制の構築等を行ってまいります。

④ 労働災害について

(発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループでは、製造業における工場、建設業における建設現場での業務があり、工作機械や重機を使用した作業を行っていることから、重大な事故や労働災害が発生する可能性があります。また、重大な事故等には至らない状況であっても、安全、環境、製品の品質等を確保するために操業を停止しなければならない事態となる可能性もあります。このような事態が発生した場合、事故や労働災害に対する復旧費用や補償金等の費用の発生、事業活動の停止や遅延による業績への悪影響、当社グループの信用失墜に繋がり、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは、当社の取締役製造本部長が各子会社の安全パトロールを実施するとともに他の子会社にもその内容を共有したり、日常的な安全教育等の啓発活動を実施したりするなど、事故を未然に防止するための安全管理を徹底しております。

⑤ 事業上の重要な許認可等

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、主に次の許認可を受けて事業を展開しております。

取得・登録者名	許認可の名称	規制法令	監督官庁	許認可等の内容	有効期限	許認可等の取消事由
株式会社セイワ工業	建設業の許可 (般-4)	建設業法	国土交通省	許可	許可番号：第018955号 有効期限：2023年1月13日～2028年1月12日	「建設業法」第二十九条に該当した場合
光誠産業株式会社	建設業の許可 (般-3)	建設業法	国土交通省	許可	許可番号：第027846号 有効期限：2021年5月28日～2026年5月27日	「建設業法」第二十九条に該当した場合
株式会社JOB	建設業の許可(特-2)	建設業法	国土交通省	許可	許可番号：第026931号 有効期限：2021年3月1日～2026年3月17日	「建設業法」第二十九条に該当した場合
	建設業の許可(特-3)	建設業法	国土交通省	許可	許可番号：第026931号 有効期限：2021年7月2日～2026年7月1日	「建設業法」第二十九条に該当した場合
	宅地建物取引業の免許	宅地建物取引業法	国土交通省	免許	免許証番号：(01)第024890号 有効期限：2021年10月12日～2026年10月11日	「宅地建物取引業法」第六十六条に該当した場合
	産業廃棄物収集運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	許可	許可番号：第02300107794号 有効期限：2023年12月12日～2028年11月27日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十四条の三の二に該当した場合
株式会社開伸	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	許可	許可番号：25DZ200025 有効期限：2023年3月27日～2028年3月26日	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第七十五条に該当した場合
	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	許可	許可番号：25CZ200049 有効期限：2023年3月27日～2028年3月26日	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第七十五条に該当した場合
日本興業株式会社	建設業の許可(特-6)	建設業法	国土交通省	許可	許可番号：第000110号 有効期限：2025年3月22日～2030年3月21日	「建設業法」第二十九条に該当した場合
	建設業の許可 (般-6)	建設業法	国土交通省	許可	許可番号：第000110号 有効期限：2025年3月22日～2030年3月21日	「建設業法」第二十九条に該当した場合
	産業廃棄物収集運搬業の許可(愛知県)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	許可	許可番号：第02300035797号 有効期限：2023年11月14日～2028年10月11日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十四条の三の二に該当した場合
	産業廃棄物収集運搬業の許可(三重県)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	許可	許可番号：第02401035797号 有効期限：2025年12月5日～2030年12月4日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十四条の三の二に該当した場合

当社では、これら許認可等の規制に係る関係法令等の遵守に努めているため、現時点で事業運営上の支障をきたす

ような状況は生じておりません。しかしながら、今後法令違反等が発生することでこれらの許認可等が停止又は取消しとなった場合や法規制の厳格化が生じる場合は、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、法規制の改正等の動向を注視するとともに、法規制の遵守のために今後も社内教育や体制の構築等を行ってまいります。

⑥ 棚卸資産の収益性の低下

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社の主力グループ会社を取り巻く市場環境の急変及び販売見込みの相違等の理由により滞留在庫を抱えた場合、もしくは販売価額が大幅に下落した場合等には、棚卸資産の簿価を切下げなければならない可能性があります。この場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループは、在庫量を適正に保つため、直近の受注状況や今後の需要予測等を考慮しながら生産を行ってまいります。

⑦ 固定資産の減損について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループにおける製造業を営むグループ会社については、自社で工場を有しており、生産設備等多額な有形固定資産を保有しております。事業収益の著しい低下や生産設備の遊休化、陳腐化等に伴い、固定資産の回収可能価額が大きく下落し帳簿価額を下回った場合には、減損損失の計上の可能性があります、この場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定について慎重に検討してまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態の状況

第5期連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（資産）

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末より1,186百万円増加の5,006百万円となりました。非流動資産は同2,173百万円増加の6,268百万円となりました。

流動資産の増加の主な要因は、現金及び現金同等物の増加によるものです。

非流動資産の増加の主な要因は、株式会社富士鍍金工業所の買収に伴うのれんの計上等によるものです。

（負債）

当連結会計年度末の流動負債は、同552百万円増加の3,127百万円となりました。非流動負債は同1,790百万円増加の7,304百万円となりました。

流動負債の増加の主な要因は、1年内返済予定の長期借入金の増加によるものです。

非流動負債の増加の主な要因は、株式会社富士鍍金工業所の買収に伴う長期借入金による資金調達によるものです。

（資本）

当連結会計年度末の資本は、同1,017百万円増加の842百万円となりました。これは当期利益327百万円の計上及び第三者割当増資650百万円によるものです。

第6期中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

（資産）

当中間連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末より78百万円減少の4,927百万円となりました。非流動資産は同342百万円増加の6,610百万円となりました。

流動資産の減少の主な要因は、現金及び現金同等物の減少と営業債権及びその他の債権の増加によるものです。

非流動資産の増加の主な要因は、事業譲受に伴う有形固定資産の増加等によるものです。

（負債）

当中間連結会計期間末の流動負債は、同954百万円増加の4,082百万円となりました。非流動負債は同1,399百万円減少の5,905百万円となりました。

流動負債の増加並びに非流動負債の減少の主な要因は、短期借入の実施及び長期借入金の早期弁済によるものです。

（資本）

当中間連結会計期間末の資本は、同708百万円増加の1,550百万円となりました。これは主に中間利益の計上によるものです。

② 経営成績の状況

第5期連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、半導体や自動車関連メーカーを中心とする輸出が景気を牽引し、日経平均株価が過去最高値を更新する等、企業部門は好調に推移しました。また、マイナス金利の解除に続き17年ぶりに政策金利が引き上げられ、いわゆる「金利のある世界」が戻ってくる一方、急速な円安に伴う原材料費の高騰、食料品・生活必需品の値上げ等により個人消費回復の動きは抑えられました。加えて、人手不足が多方面における景気の下押し要因となっています。また、米トランプ政権の政策の行方が、景気の先行きに対して影響を与える要素となっています。

このような経営環境の下、売上収益は7,769百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益は700百万円（同48.5%増）、税引前利益は563百万円（同26.5%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は327百万円（同16.2%増）となりました。

第6期中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

当中間連結会計期間における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調が継続しております。一方で、米国の通貨政策や地政学リスクに起因する世界的景気後退懸念、金融資本市場の変動、国内の物価上昇等により、個人消費回復の動きは抑えられ、先行きは依然として不透明な状況が続いております。国内においては、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等を背景とした後継者問題の深刻化に対する解決策としてM&Aを有力な選択肢とする認知が進んでおり、引き続きM&A市場は堅調に拡大していくものと考えております。

このような経営環境の下、当社は「たたむにはもったいない中小企業を受け継ぎ、選ばれ続けるモノづくりグループをつくる」をMISSIONに掲げ、グループ各社の経営支援、新規顧客開拓活動、品質の向上、安全活動の徹底、カイゼンの推進を継続的に実施しグループ全体の企業価値向上に努めております。

当中間連結会計期間においては、事業承継の一環として、当社子会社であるタマ化工株式会社を譲受人として、新たに株式会社勝山塗装工業所のカチオン電着塗装業に関する事業譲受を実施し、タマ化工株式会社東松山工場としての稼働を開始しております。また、今後の機動的なM&Aの実行を可能とすること及び金利負担の減少を目的として、総額3,250百万円の当座貸越枠及びコミットメントラインを新たに設定しております。一方で、ノンコア事業となった株式会社ブレンズの売却を行いました。

以上の結果、売上収益は3,874百万円（前年同期比6.6%増）、営業利益は939百万円（前年同期比123.8%増）、税引前中間利益は844百万円（前年同期比127.6%増）、親会社の所有者に帰属する中間利益は667百万円（前年同期比201.1%増）となりました。

なお、当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第5期連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、主に営業活動によるキャッシュ・フローが増加したことにより、前連結会計年度末と比べて1,590百万円増加し、2,903百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は1,358百万円となりました。その主な要因は、税引前利益の計上563百万円、営業債権及びその他の債権の減少597百万円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は2,375百万円となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,592百万円、固定資産の取得による支出765百万円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は2,607百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,809百万円があった一方で、長期借入れによる収入3,961百万円があったことによるものです。

第6期中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末と比べて252百万円減少し、2,650百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は388百万円となりました。その主な要因は、税引前中間利益の計上844百万円、減価償却費、償却費及び減損損失の計上214百万円があった一方で、営業債権及びその他の債権の増加額231百万円や法人所得税の支払額263百万円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は359百万円となりました。これは主に、事業譲受による支出263百万円等があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は281百万円となりました。これは主に、短期借入金の純増加額1,100百万円及び長期借入れによる収入1,730百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出3,040百万円があったことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社グループの生産品目は、広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても正確な生産規模としての把握が困難であり、また、受注から販売までのリードタイムは短期間であることが多く販売実績と近似値となるため、生産実績及び受注実績の記載を省略しております。

b. 販売実績

販売実績は次のとおりです。なお、当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)	前年同期比 (%)	第6期中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)	前年同期比 (%)
モノづくり事業（百万円）	7,769	106.8	3,874	106.6

（注） 最近2連結会計年度及び第6期中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第4期連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)		第5期連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)		第6期中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
大洋電機株式会社	746	10.3	—	—	—	—

（注） 最近2連結会計年度及び第6期中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。なお、当連結会計年度及び第6期中間連結会計期間の大洋電機株式会社に対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。

また、連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や取引状況を勘案し、合理的と判断される前提に基づき見積り及び予測を行っておりますが、前提条件やその後の環境等に变化がある場合など不確実性が存在するため、実際の結果がこれらの見積りや予測と異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要性がある会計方針及び見積りは、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要性がある会計方針」及び「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況及び② 経営成績の状況」に記載のとおりです。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

当社グループは当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況に示す資金により、今後更に経営基盤を強化し、新たな企業への投資機会に対応していきます。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりです。

⑤ 経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

⑥ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載の通り、連結売上収益、調整後連結営業利益（注1）、調整後連結EBITDA（注2）の推移を注視しております。

各指標の推移は次のとおりであります。

（単位：百万円）

指標	2024年5月期	2025年5月期
連結売上収益	7,276	7,769
調整後連結営業利益	572	809
調整後連結EBITDA	814	1,073

（注） 1. 調整後連結営業利益は、営業利益に、企業統合により発生する無形資産の償却費、取得関連費用を足し戻した数値であります。

2. 調整後連結EBITDAは、調整後連結営業利益に減価償却費を足し戻した数値であります。

5 【重要な契約等】

(1) 特許許諾契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	株式会社フューチャーラボ	日本	2024年8月31日	株式会社フューチャーラボが所有する包装技術であるVパックに関する特許及びノウハウの実施許諾に関する契約	契約締結日から当該契約の対象の特許が消滅する日まで

(2) 株式譲渡契約

2025年8月28日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社セイワ工業が所有する株式会社ブレンドの全株式の売却を決議しました。2025年9月2日付けで株式譲渡契約を締結し、2025年9月8日付けで株式を譲渡いたしました。

(3) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約

連結子会社名称	株式会社富士商事
住所	愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号
代表者氏名	野見山 勇大
契約締結日	2024年11月27日
相手方の属性	地方銀行、信用金庫（シンジケートローン方式）
債務の期末残高	1,800百万円
債務の弁済期限	2031年12月1日※
当該債務に付された担保	株式会社富士鍍金工業所の土地建物、預金債権、株式等
財務上の特約の内容	・利益維持(2期連続経常損失とならないこと) ・純資産制限(2025年5月期又は直前期末比で75%維持) ・配当制限 ・役員報酬制限 ・金融債務制限 ・担保提供、保証提供制限 ・設備投資、投融資制限 ・ICL 制限 等

※上記金銭消費貸借契約については、2025年8月29日付で全額繰上弁済を行っており、当該財務上の特約はすべて解消されております。

なお、2024年4月1日前に締結された財務上の特約等が付されたローン契約につきましては、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております。

6【研究開発活動】

当社グループは「期待を超える提案」をVISIONの1つに掲げており、お客様に対して常に期待を超える提案を目指すとともに、既存事業のオーガニックな成長を目指すために、成長に必要なR&D（新技術の研究開発活動）を積極的に行っております。

第5期連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当連結会計年度における研究開発費の総額は1百万円となりました。

当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、主に研究開発活動を行うグループ会社ごとの研究開発活動の状況は次のとおりであります。

(1) 株式会社開伸

片手で一発開封が出来る包装資材「Vパック」の開発・製品化に向けた取組を行っております。

「Vパック」の主な特徴として、衛生的な開封方法、優れた密閉性、薄型設計による持ち運びの利便性が挙げられます。全面にアルミ素材を使用することで、内容物の品質保持に優れ、食品廃棄の削減にも寄与します。また、再生ペットを使用することでCO2削減にも寄与します。独占実施権の許諾元である株式会社フューチャーラボ（株式会社開伸の元オーナー）が世界15カ国で特許を取得しており、また用途に応じた多様な形状・サイズが選択可能であるため、食品や化粧品など多様な用途に対応可能です。

当連結会計年度においては主に次の取組を行いました。

- ・ Vパックと内容物の相性を確かめるための高温恒湿層の購入とテスト
- ・ 充填装置を改造し、Vパック資材の表材・裏材の位置合わせ精度の向上
- ・ 従来対応不可能だった内容物に対応するための資材構成の研究を開始

(2) 三陽電工株式会社

ケーブル一体型多点温度センサ「サンサーモ」の開発・製品化に向けた取組を行っております。

「サンサーモ」は直径5mmのケーブル内に最大40ポイントの温度センサを内蔵し、複数箇所の同時温度計測を実現します。設置が容易でメンテナンスフリー、さらにコスト効率に優れています。IoT環境の構築にも適し、産業用ロボットやデータセンター、物流、農業など幅広い分野で活用されています。耐久性が高く、過酷な環境下でも使用可能な設計が特徴です。日米中韓の4か国で特許を取得しております。

当連結会計年度においては主に次の取組を行いました。

- ・ 畜産分野への活用に向けた愛知県農業総合試験場との共同実験
- ・ 顧客ニーズの収集と製品形状やユーザーインターフェースの開発検討

第6期中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は0百万円となりました

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、既存事業の収益基盤強化、生産設備の増強、新規事業への進出を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形資産への投資を含めて記載しております。

第5期連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

当連結会計年度の設備投資の総額は765百万円であり、その主なものは、株式会社開伸において増産体制を見越した土地の確保209百万円、株式会社J O Bにおいて生産能力増強のための重機100百万円の設備投資等であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第6期中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

当中間連結会計期間の設備投資の総額は74百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしておりません。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2025年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装 置及び 運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	使用権 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社セイ ワ工業	本社及び工場 (三重県桑名郡)	溶接設備	15	13	73 (2,424.98)	61	1	166	15
三陽電工株式 会社	本社及び工場 (埼玉県戸田市)	電線製造設備	0	6	- (-)	125	5	138	20
三重工業株式 会社	本社及び工場 (千葉県市原市)	ゴム成型機製造設備	54	17	- (-)	45	1	118	7
株式会社平野 製作所	本社及び工場 (岐阜県美濃市)	溶接・製缶加工設備	59	34	73 (5,760.64)	40	0	209	25
タマ化工株式 会社	本社及び工場 (東京都立川市)	カチオン電着塗装設 備	8	11	397 (3,886.99)	159	2	580	39
株式会社カケ ンジェネック ス	本社及び工場 (千葉県松戸市)	成形アシスト装置製 造設備	4	15	105 (886.62)	0	2	127	12
株式会社J O B	本社 (愛知県碧南市)	統括業務施設	16	132	116 (4,071.00)	39	5	310	14
株式会社開伸	本社及び工場 (滋賀県長浜市)	プラスチックケース 製造設備	194	47	344 (13,997.61)	16	125	728	40
株式会社金谷 塗装工業所	本社及び工場 (群馬県太田市)	カチオン電着塗装設 備	44	5	32 (4,819.47)	29	0	112	15
株式会社富士 鍍金工業所	犬山本社工場、各務原工 場（愛知県犬山市・岐阜 県各務原市）	めっき加工設備	89	10	142 (3,940.72)	8	2	252	50

(注) IFRSに基づく金額を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】 (2026年1月31日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,340,000
計	60,340,000

(注) 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は60,100,000株増加し、60,340,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,085,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、1単元の株式数は100株となります。
計	15,085,000	—	—

(注) 1. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行ったことから、発行済株式の総数は14,934,150株増加し、15,085,000株となっております。

2. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3（注）6
新株予約権の数（個）※	1,525（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,525[152,500]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	471[5]（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 2023年4月 1日 至 2031年3月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 471[5] 資本組入額 236[3]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2025年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、最近事業年度の末日現在では1株、提出日の前月末現在では100株とする。当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。
- (2) 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならないものとする。
- (4) 予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、本新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
- (2) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
- (3) 当社が消滅会社になる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社の決議により本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 付与対象者の区分の変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役（監査等委員でない取締役）1名、子会社取締役1名、社外協力者1名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	305（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 305[30,500]（注） 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,584[16]（注） 2、5
新株予約権の行使期間	自 2025年1月 1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,005[20.21] 資本組入額 1,003[11]（注） 5、6
新株予約権の行使の条件※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 4

※最近事業年度の末日（2025年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- （注） 1. 第1回新株予約権の注1に記載のとおりであります。
2. 第1回新株予約権の注2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。
4. 第1回新株予約権の注4に記載のとおりであります。
5. 第1回新株予約権の注5に記載のとおりであります。
6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき421円で有償発行しております。

第3回新株予約権

決議年月日	2022年12月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 12（注）6
新株予約権の数（個）※	3,170（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,170[317,000]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,712[18]（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 2025年 1月1日 至 2032年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,712[18] 資本組入額 856[9]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2025年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- （注） 1. 第1回新株予約権の注1に記載のとおりであります。
2. 第1回新株予約権の注2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- （1）予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。
 - （2）予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - （3）予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならないものとする。
 - （4）予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。
 - ①株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%
 - ②株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の55%
 - ③株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の70%
 - ④株式上場の日から4年後の応当日の前日まで：割当数の85%
 - ⑤株式上場の日から5年後の応当日の前日まで：割当数の100%
 - （5）予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、本新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。
4. 第1回新株予約権の注4に記載のとおりであります。
5. 第1回新株予約権の注5に記載のとおりであります。
6. 付与対象者の区分変更及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役（監査等委員でない取締役）1名、子会社取締役1名、当社従業員8名、社外協力者2名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2022年12月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 2
新株予約権の数（個）※	1,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,500[150,000]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	12,027[121]（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 2025年1月 1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 15,484[155.57] 資本組入額 7,742[78]（注）5、6
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2025年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- （注） 1. 第1回新株予約権の注1に記載のとおりであります。
2. 第1回新株予約権の注2に記載のとおりであります。
3. 第2回新株予約権の注3に記載のとおりであります。
4. 第1回新株予約権の注4に記載のとおりであります。
5. 第1回新株予約権の注5に記載のとおりであります。
6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,457円で有償発行しております。

第5回新株予約権

決議年月日	2024年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 21 当社子会社取締役 13 当社子会社従業員 19（注）6
新株予約権の数（個）※	4,477[4,447]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 4,477[444,700]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,712[18]（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 2026年 2月 1日 至 2033年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,712[18] 資本組入額 856[9]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2025年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- (注) 1. 第1回新株予約権の注1に記載のとおりであります。
2. 第1回新株予約権の注2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。
 - (2) 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - (3) 予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならないものとする。
 - (4) 予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。
 - ① 株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%
 - ② 株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の60%
 - ③ 株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の100%
 - (5) 予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、本新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。
4. 第1回新株予約権の注4に記載のとおりであります。
5. 第1回新株予約権の注5に記載のとおりであります。
6. 付与対象者の区分変更及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役（監査等委員でない取締役）1名、当社取締役（監査等委員である取締役）1名、当社従業員20名、当社子会社取締役8名、当社子会社従業員18名、社外協力者2名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2024年9月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 20 当社子会社取締役 9 当社子会社従業員 9（注）6
新株予約権の数（個）※	1,420（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,420[142,000]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,712[18]（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 2026年10月 1日 至 2033年12月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,712[18] 資本組入額 856[9]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※最近事業年度の末日（2025年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- (注) 1. 第1回新株予約権の注1に記載のとおりであります。
2. 第1回新株予約権の注2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していること

- を要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。
- (2) 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、3,600万円を超えてはならないものとする。
- (4) 予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。
- ① 株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%
- ② 株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の60%
- ③ 株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の100%
- (5) 予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、本新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。
4. 第1回新株予約権の注4に記載のとおりであります。
5. 第1回新株予約権の注5に記載のとおりであります。
6. 付与対象者の区分変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役（監査等委員でない取締役）1名、当社取締役（監査等委員である取締役）1名、当社従業員20名、当社子会社取締役8名、当社子会社従業員9名、社外協力者1名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2025年11月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員である取締役） 1 当社従業員 16 当社子会社取締役 3 当社子会社従業員 7
新株予約権の数（個）※	568（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 568[56,800]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,685[37]（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 2027年12月 1日 至 2033年12月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,685[37] 資本組入額 1,843[19]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 新株予約権発行時(2025年11月30日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2026年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- （注） 1. 第1回新株予約権の注1に記載のとおりであります。
2. 第1回新株予約権の注2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。
- (2) 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、2,400万円を超えてはならないものとする。

- (4) 予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。
- ① 株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%
 - ② 株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の60%
 - ③ 株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の100%
- (5) 予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、本新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。
4. 第1回新株予約権の注4に記載のとおりであります。
5. 第1回新株予約権の注5に記載のとおりであります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年1月4日 (注) 1	普通株式 120,000	普通株式 120,000	100	100	13	13
2021年12月28日 (注) 2	普通株式 3,300	普通株式 123,300	25	125	24	37
2022年5月31日 (注) 3	普通株式 11,500	普通株式 134,800	150	275	149	186
2023年5月16日 (注) 4	—	普通株式 134,800	△175	100	△186	—
2025年1月23日 (注) 5	普通株式 16,050	普通株式 150,850	325	425	325	325
2025年2月28日 (注) 6	—	普通株式 150,850	△325	100	△325	—
2026年1月8日 (注) 7	普通株式 14,934,150	普通株式 15,085,000	—	100	—	—

- (注) 1. 当社設立によるものであります。
2. 有償第三者割当 発行価格15,000円 資本組入額7,500円
割当先 あいぎん未来創造ファンド4号投資事業有限責任組合
3. 有償第三者割当 発行価格26,000円 資本組入額13,000円
割当先 株式会社フューチャーラボ
4. 欠損補填のため、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金に振替え、振替え後の資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えております。（資本金の減資割合63.6%、資本準備金の減資割合100%）
5. 有償第三者割当 発行価格40,500円 資本組入額20,250円
割当先 石田 克史、株式会社フューチャーラボ、あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合
6. 欠損補填のため、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金に振替え、振替え後の資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えております。（資本金の減資割合76.4%、資本準備金の減資割合100%）
7. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
8. 財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、2026年2月20日開催の臨時株主総会において、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金を減少し、それぞれ減資後の金額を70百万円及び0円とし、当該減少額の全額を会社計算規則第27条に基づきその他資本剰余金に振り替えることを決議しております。これらの効力が発生する日は2026年4月3日を予定しております。

(4) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	4	－	－	13	17	－
所有株式数（単元）	－	－	－	21,987	－	－	128,863	150,850	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	14.58	－	－	85.42	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,085,000	150,850	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、1単元の株式数は100株となります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	15,085,000	—	—
総株主の議決権	—	150,850	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。当社は、創業以来配当を実施しておりません。内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。上場後は、当社グループの経営環境、事業拡大のための投資計画等を総合的に勘案するとともに、内部留保及び財務体質の水準を考慮して、配当を実施したいと考えております。

剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当の決定機関は取締役会です。なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

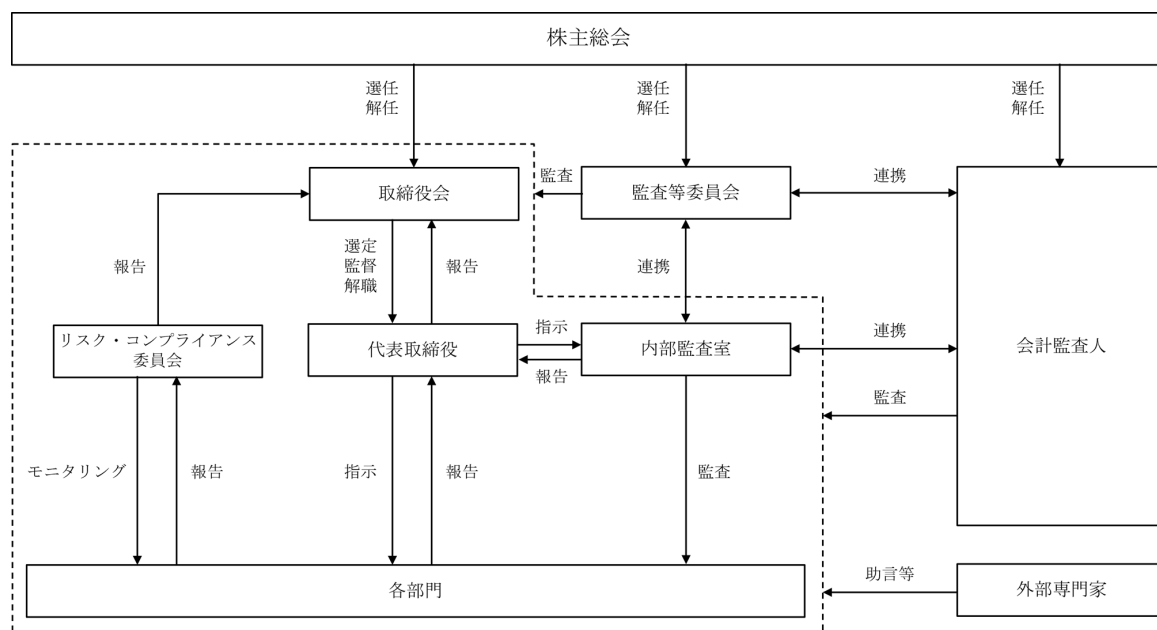
当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。具体的には、代表取締役社長以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること等が重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、代表取締役社長が任命する内部監査担当者による内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。

これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能になると判断し、当該体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて随時開催しており、事業計画の進捗状況と業務上の重要事項について担当役員より各部門からの報告を受けるほか、会社法規程事項と経営上の重要事項については審議の上、的確な意思決定に努めております。

役職名	氏名	議長
代表取締役社長	野見山 勇大	○
取締役副社長	井川 径成	
取締役	児玉 栄司	
取締役（常勤監査等委員）	三宅 悠介	
社外取締役（監査等委員）	木村 哲也	
社外取締役（監査等委員）	林 友梨	

ｂ．監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、各監査等委員の監査実施状況の報告や監査等委員間の協議等を実施しております。また監査等委員は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他重要な会議へ出席しております。

役職名	氏名	議長
取締役（常勤監査等委員）	三宅 悠介	○
社外取締役（監査等委員）	木村 哲也	
社外取締役（監査等委員）	林 友梨	

ｃ．会計監査人

当社は、仰星監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

ｄ．内部監査室

当社では内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、内部監査室が各部門から独立した代表取締役社長直轄組織として、専任者2名が年間内部監査計画に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員に対して監査結果を報告しております。取締役会に対しては、監査等委員が当該監査結果を報告しております。

代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査室は、内部監査の状況等について、随時、監査等委員及び会計監査人と連携しております。

ｅ．リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は定期的に開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。リスク・コンプライアンス委員会の構成員は以下の通りです。

- ・委員長：代表取締役社長
- ・委員：業務執行取締役、常勤監査等委員、経理本部長、人事総務本部長、内部監査室長

③ 企業統治に関するその他の事項

ａ．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人が法令・定款及び当社グループの企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。
 - (2) 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの企業行動指針の遵守及びコンプライアンスに関する計画の推進を管掌する。
 - (3) コンプライアンスを遵守した職務の執行を行うため、当社及び当社子会社の各部署にて、必要な規程・規則等の制定、周知徹底を行うことに加え、グループ横断的なコンプライアンス管理を当社の管理部門が主導して行う。
 - (4) 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報に関する規程を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正する。
 - (5) 取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性については、監査等委員会及び内部監査部門が、監査等委員会監査及び内部監査に関する規程及び監査計画に従って監査を行い、その指摘に基づいて各部の業務管理・運営制度を整備・拡充する。監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査等委員会監査に関する規程及び監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理に関する規程を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。
 - (2) 取締役及び監査等委員会が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業に関わるリスクはリスク管理に関する規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会において、各リスクについて網羅的・体系的な管理を実施し、必要に応じて取締役会に報告を行う。
 - (2) リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、リスク・コンプライアンス委員会に対して報告を行う。
 - (3) 緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に緊急事態対応体制を取り、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、取締役会に関する規程を遵守して、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役の職務の執行を図る。
 - (2) 取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、並びに職務権限、責任については、取締役会に関する規程、職務権限に関する規程及び業務分掌に関する規程等の社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。
 - (3) 中長期の経営方針の下で、年度計画を立案し、月次で予算管理を行いながら、当該計画達成に向けて社内の意思統一を図る。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対し経営管理を行うとともに、関係会社管理に関する規程に基づく各種報告を求める。
 - (2) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び当社グループの企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。当社の監査等委員会及び内部監査部門が、子会社に対する監査を行う。
 - (3) 子会社の損失の危険管理に関する規程その他の体制
子会社に対し、関係会社管理に関する規程に基づくリスク管理状況に係る報告を求めるとともに、必要に応じて助言等を行う。
 - (4) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社に対し、関係会社管理に関する規程に基づき、適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社グループ全体としての職務執行の効率化を図る。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合においては適切な人員配置を行う。
 - (2) 補助使用人等の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会と協議のうえ決定する。
 - (3) 補助使用人等は、独立性を確保するため、監査等委員会の指示による職務に関して、取締役会及び当該使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないものとする。
 - (4) 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査等委員会と事前に協議し、監査等委員会の同意を得たうえで実施する。
7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - (1) 監査等委員は、当社及び子会社の取締役会を含む重要会議への出席及び当該会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
 - (2) 監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者からの報告を受けるとともに、必要に応じて報告を求めることができる。
8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、公益通報に関する規程で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
9. 当社の監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会の職務執行に協力し監査の実効性を担保するため、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、必要でないと認められる場合を除き、費用の支払いや債務の処理を行う。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、取締役会などの重要会議へ出席し、経営における重要な意思決定及び業務の執行状況を把握し、意見を述べることができる。
- (2) 企業経営に精通した経験者・有識者や弁護士及び公認会計士等の有資格者を、監査等委員として招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- (3) 監査等委員会は、内部監査部門・会計監査人と意見交換の場を持ち、定期的又は随時情報交換を実施し、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとする。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の取締役会は、当社グループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備・構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理体制の整備を目的として「リスク・コンプライアンス規程」を定め、当社グループ内外で想定されるリスクの管理に関してその防止及び会社損失の最小化を図るために当社の代表取締役社長、業務執行取締役、常勤監査等委員、人事総務本部長、経理本部長、内部監査担当などより構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を独立の委員会組織として設置し、リスクの把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングに努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的として「リスク・コンプライアンス規程」を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図るとともに、社内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容は内部通報窓口により適時適切に対応することとしております。

また、監査等委員監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

c. 当社子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行っております。

また、子会社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、関係書類を当社担当部門に提出し、担当部門は社内の必要機関へ報告するとともに、協議を行うものとしております。

また、当社は子会社に対し監査等委員並びに内部監査室による業務監査を行うこととしております。

d. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内とする旨を定款で定めております。また、当社の監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議については、株主総会において決議権を行使することができる株主の決議権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

f. 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

(イ) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(ロ) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって

市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h. 責任限定契約の内容等

会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

i. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追求に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全ての取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役会の活動状況

最近事業年度において取締役会を原則月1回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	野見山 勇大	20回	20回
取締役副社長	井川 径成	20回	20回
取締役	森 祐介	20回	20回
取締役	児玉 栄司	20回	20回
社外取締役	木村 哲也	20回	20回
社外取締役	林 友梨	4回	4回

(注) 1. 取締役林友梨は、2024年8月30日に取締役を退任し、同日に監査役に就任いたしました。また、2025年8月28日に取締役（監査等委員）に就任しております。

2. 取締役森祐介は、2025年8月28日開催の定時株主総会終結時を持って任期満了により退任いたしました。

取締役会における主な検討事項は、決算・財務に関する事項、年度予算の策定及び予算の進捗状況、投資判断を含む経営戦略、組織・人事関連を含むコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.6%)

役職名	氏名	生年月日	経歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	野見山 勇大	1992年4月13日	2015年4月 有限会社セイワ工業（現 株式会社セイワ工業） 入社 2019年3月 有限会社セイワ工業（現 株式会社セイワ工業） 代表取締役（現任） 2019年6月 東栄コーティング株式会社 代表取締役 2020年7月 光誠産業株式会社 代表取締役（現任） 2021年1月 当社 代表取締役社長（現任） 2021年3月 三重工業株式会社 代表取締役（現任） 2021年6月 株式会社平野製作所 代表取締役 2021年9月 三陽電工株式会社 代表取締役（現任） 2021年9月 タマ化工株式会社 代表取締役 2022年2月 株式会社カケンジェネックス 代表取締役（現任） 2022年3月 株式会社J O B 取締役（現任） 2022年4月 日本計器株式会社 代表取締役（現任） 2022年6月 株式会社開伸 代表取締役 2022年6月 日本興業株式会社 取締役（現任） 2023年7月 株式会社金谷塗装工業所 代表取締役（現任） 2024年6月 株式会社平野製作所 代表取締役 2024年8月 東栄コーティング株式会社 取締役 2024年8月 株式会社富士商事 代表取締役（現任） 2025年5月 株式会社富士鍍金工業所 代表取締役（現任） 2025年8月 タマ化工株式会社 取締役（現任）	(注) 2	11,445,500
取締役副社長	井川 径成	1989年1月5日	2011年4月 岡谷鋼機株式会社 入社 2019年11月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社（現 合同会社デロイト トーマツ） 入社 2020年10月 有限会社セイワ工業 入社、経営推進本部長 2020年10月 三陽電工株式会社 取締役 2020年12月 光誠産業株式会社 取締役（現任） 2021年1月 当社 取締役最高財務責任者 2021年3月 三重工業株式会社 取締役 2021年6月 株式会社平野製作所 取締役 2021年9月 タマ化工株式会社 取締役 2021年9月 三陽電工株式会社 取締役社長（現任） 2022年2月 株式会社カケンジェネックス 取締役 2022年3月 株式会社J O B 監査役（現任） 2022年4月 日本計器株式会社 取締役（現任） 2022年6月 日本興業株式会社 監査役（現任） 2022年7月 株式会社開伸 取締役（現任） 2023年1月 当社 取締役副社長（現任） 2024年8月 株式会社富士商事 取締役（現任）	(注) 2	12,500

役職名	氏名	生年月日	経歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	児玉 栄司	1963年6月20日	1986年4月 三菱樹脂株式会社（現 三菱ケミカル株式会社） 入社 2005年4月 菱江産業株式会社（現 ジェイフィルム株式会社） 取締役 2010年4月 菱江産業株式会社（現 ジェイフィルム株式会社） 常務取締役 2021年6月 中川製袋化工株式会社 取締役 2024年6月 中川製袋化工株式会社 顧問（現任） 2024年6月 当社 取締役（現任） 2024年6月 株式会社平野製作所 代表取締役（現任） 2024年6月 株式会社開伸 取締役 2025年1月 株式会社開伸 代表取締役（現任）	（注）2	12,500
取締役 (常勤監査等委員)	三宅 悠介	1990年1月24日	2014年2月 有限責任あずさ監査法人 入所 2022年7月 三宅悠介公認会計士事務所 代表（現任） 2022年7月 当社 経理本部専任部長 2022年8月 当社 監査役 2025年8月 当社 取締役（常勤監査等委員）（現任）	（注）3	7,500
社外取締役 (監査等委員)	木村 哲也	1967年3月16日	1992年3月 トヨタ自動車株式会社 入社 2013年4月 旭鉄工株式会社 入社 2016年6月 旭鉄工株式会社 代表取締役社長（現任） 2016年9月 i Smart Technologies株式会社 代表取締役社長（現任） 2020年4月 iSAC株式会社 代表取締役 2023年10月 当社 取締役 2025年8月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	（注）3	2,500
社外取締役 (監査等委員)	林 友梨	1981年12月1日	2007年12月 愛知県弁護士会 登録 2007年12月 中村正典法律事務所（現 中村・林法律事務所） 入所 2018年1月 中村・林法律事務所 パートナー（現任） 2023年10月 当社 取締役 2024年8月 当社 監査役 2025年8月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	（注）3	2,500
計					11,483,000

- （注） 1. 取締役木村哲也及び林友梨は、社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、2025年8月28日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役（監査等委員）の任期は、2025年8月28日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 三宅悠介、委員 木村哲也、委員 林友梨
5. 執行役員の氏名及び管掌は次のとおりです。

役職名	氏名
執行役員営業本部長	安東 秀頭
執行役員経理本部長	山下 裕輔

② 社外役員の状況

a. 社外取締役の状況

当社は社外取締役を2名選任しております。

社外取締役木村哲也は、長年にわたる製造業に関する豊富な経験と知見を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っていただけることが期待できることから選任しております。同人は「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、それ以外に、同人と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係又はその他の利害関係はありません。

社外取締役林友梨は、弁護士として法律分野における専門知識と長年にわたる豊富な経験を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っていただけることが期待できることから選任しております。同人は「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、それ以外に、同人と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係又はその他の利害関係はありません。

b. 社外取締役の選任基準と独立性に関する考え方

当社では、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、当社からの独立性を確保できる候補者から選任することとしており、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会又は監査等委員会において内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の結果、その他重要事案についての報告を受け、社外取締役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。また、内部監査担当者から内部監査に関する報告を定期的に受ける他、効率的・効果的に監査等委員会監査を行うため、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換を含む綿密な協力関係を維持しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続き

当社の監査等委員会監査は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名（うち社外監査等委員2名）により実施しております。このうち常勤監査等委員三宅悠介は、公認会計士資格を有し、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。

監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会及びその他の重要な会議へ出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談及び各部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。また、当社の監査体制は、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としており、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体の質の向上を図ることを目的として相互に連携しております。具体的には、内部監査担当から内部監査の実施状況等に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。さらに、監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当による四半期に1回の定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

b. 最近事業年度における監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名（うち社外監査等委員2名）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

なお、当社は2025年8月に監査役協議会から監査等委員会へ移行しました。最近事業年度における開催状況及び個々の監査役協議会における監査役の出席状況については、次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 (現 取締役(常勤監査等委員))	三宅 悠介	10回	10回
監査役 (現 社外取締役(監査等委員))	林 友梨	10回	10回

(注) 2024年8月に監査役協議会を設置し、設置以降の開催・出席回数を記載しております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査計画及び監査方針の策定、監査結果についての報告及び検討、内部統制システムの整備・運用状況の評価、監査報告書の作成、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の評価等であります。

常勤監査等委員の活動として、重要書類の閲覧、各取締役及び使用人からの各部門の業務執行状況の報告聴取等日常の監査業務を実施し、監査の環境の整備及び社内の情報収集に積極的に努めており、他の監査等委員との情報共有に努めております。

② 内部監査の状況

当社では内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、各部門から独立した代表取締役社長直轄組織として内部監査室を設置し、代表取締役社長が選任した内部監査担当者2名（責任者1名、担当者1名）を配置しております。年間内部監査計画に基づき、当社の全部門及び全グループ会社を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。加えて、内部監査の実効性を確保するための取組として、代表取締役社長のみならず、取締役会及び監査等委員会に対しても監査結果を報告しております。また、代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。

なお、内部監査室は、内部監査の状況等について、随時、監査等委員及び会計監査人と連携しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

2024年5月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 堤 紀彦
公認会計士 川合 利弥

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他6名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定につきまして、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬の妥当性等を考慮し、選定することとしております。

仰星監査法人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためです。また、解任及び不再任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める、いずれかの事由に該当すると認められる場合、又は、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合、監査等委員会は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。さらに、監査等委員会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、専門性、品質管理体制、監査チームの独立性、監査体制、監査計画の内容及び実施状況、会計監査の職務遂行状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、総合的に評価しております。その結果、仰星監査法人を適任であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	15	—	20	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15	—	20	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえ、監査等委員会の同意を得て、監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬等の額の決定に関する方針

当社は「役員報酬規程」において、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。なお、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮した上で、取締役会により決定しております。監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、常勤・非常勤による関与度等を踏まえつつ、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

b. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

2025年8月28日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額を年額300百万円以内と決議しております。なお、決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（うち社外取締役0名）であります。

2025年8月28日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬総額を年額30百万円以内と決議しております。なお、決議時点の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。

c. 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

最近事業年度の取締役の報酬等の額について、2024年6月7日開催の臨時株主総会で選任された取締役児玉栄司の報酬額について、同日開催の取締役会において審議し、2022年8月31日開催の定時株主総会にて承認された報酬総額の範囲内で決定しております。その他の取締役の報酬額について、上記方針に基づき、2024年6月26日開催の取締役会において審議し、決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役 員の員数(人)
		固定報酬	賞与	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	96	74	20	2	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	10	9	0	0	—	2
社外役員	1	1	0	—	—	1

(注) 1. 当社は、2025年8月に監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。上記は、移行前の期間によるものです。

2. 取締役（社外取締役を除く）の報酬の計算および対象となる役員の員数には、2025年8月28日開催の定時株主総会終結時を持って任期満了により退任した取締役1名を含みます。

③ 提出会社の役員の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、次のとおり区分しております。

純投資目的である投資株式：株式の価値の変動又は株式にかかる配当により利益を受けることを目的として保有する株式

純投資目的以外の投資株式：当社の中長期的な発展に必要と判断し保有する株式

② 株式会社J O Bにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社J O Bについては以下のとおりであります。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ａ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

株式会社J O Bは、取引関係の維持強化や新たな事業機会の創出、事業の安定化・効率化等につながり、当社グループの中長期的な発展に必要と認められる場合に、政策保有を行います。

当社取締役会にて、保有目的や株価の変動、保有先企業の財政状態・経営成績等を確認の上、保有に伴う便益・リスクを精査し、ROE向上に寄与するか等の観点で保有意義・合理性を検証しております。

ｂ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	4	57

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	2	株式累積投資による取得

（注）株式数が増加した銘柄には、株式分割による変動を含んでおりません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
コムシスホールディングス(株)	1,035	1,035	（保有目的）事業運営に係る情報収集のため （定量的な保有効果）（注）	無
	3	3		
(株)トーエネック	5,000	1,000	（保有目的）事業運営に係る情報収集のため （定量的な保有効果）（注） （株式数が増加した理由）株式分割による増加	無
	5	5		
(株)あいちフィナンシャルグループ	333	333	（保有目的）事業運営に係る情報収集のため （定量的な保有効果）（注）	無
	0	0		
中部電力(株)	26,830	25,657	（保有目的）営業上の取引関係維持の強化 （定量的な保有効果）（注） （株式数が増加した理由）株式累積投資による増加	無
	47	51		

（注）特定投資株式における定量的な保有効果については営業上の機密に関係することもあり記載が困難であります
が、取締役会において保有に伴う便益・リスクを精査し、ROE向上に寄与するか等の観点で保有意義・合理性を
検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする持株会社であります。当社の保有する株式は、関係
会社株式のみであり、投資株式は保有しておりません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び要約中間連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第312条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。
なお、当社の要約中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、前連結会計年度（2023年6月1日から2024年5月31日まで）及び当連結会計年度（2024年6月1日から2025年5月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2023年6月1日から2024年5月31日まで）及び当事業年度（2024年6月1日から2025年5月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、仰星監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	8, 18	837	1, 312	2, 903
営業債権及びその他の債権	9, 25	1, 429	1, 907	1, 452
棚卸資産	10	553	513	509
その他の金融資産	11, 33	7	22	64
その他の流動資産	12	108	62	75
流動資産合計		2, 936	3, 819	5, 006
非流動資産				
有形固定資産	13, 18	1, 649	1, 844	2, 432
使用権資産	19	789	735	694
のれん	14, 15	725	396	1, 464
無形資産	14	1, 047	922	1, 470
その他の金融資産	11, 18, 33	233	147	162
繰延税金資産	16	26	32	43
その他の非流動資産	12	34	16	1
非流動資産合計		4, 504	4, 094	6, 268
資産合計		7, 441	7, 914	11, 274

(単位：百万円)

	注記	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	17, 25, 33	693	866	716
未払法人所得税		111	121	212
社債及び借入金	18, 33	966	949	1, 371
リース負債	18, 33	92	100	106
引当金	20	-	2	20
その他の流動負債	21	409	533	699
流動負債合計		2, 273	2, 575	3, 127
非流動負債				
社債及び借入金	18, 33	4, 282	4, 193	5, 833
リース負債	18, 33	659	606	572
退職給付に係る負債		33	36	44
引当金	20	61	64	98
繰延税金負債	16	603	536	578
その他の非流動負債	21, 22	18	76	176
非流動負債合計		5, 658	5, 513	7, 304
負債合計		7, 931	8, 088	10, 431
資本				
資本金	23	100	100	100
資本剰余金	23	205	225	877
利益剰余金	23	△798	△516	△147
その他の資本の構成要素	23	2	15	12
親会社の所有者に帰属する持分合計		△490	△174	842
資本合計		△490	△174	842
負債及び資本合計		7, 441	7, 914	11, 274

	注記	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		2,903	2,650
営業債権及びその他の債権		1,452	1,631
棚卸資産		509	477
その他の金融資産	11	64	70
その他の流動資産		75	97
流動資産合計		5,006	4,927
非流動資産			
有形固定資産		2,432	2,900
使用権資産		694	651
のれん		1,464	1,464
無形資産		1,470	1,371
その他の金融資産	11	162	172
繰延税金資産		43	39
その他の非流動資産		1	10
非流動資産合計		6,268	6,610
資産合計		11,274	11,538

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		716	847
未払法人所得税		212	175
社債及び借入金	11	1,371	2,380
リース負債		106	105
引当金		20	—
その他の流動負債		699	572
流動負債合計		3,127	4,082
非流動負債			
社債及び借入金	11	5,833	4,390
リース負債		572	533
退職給付に係る負債		44	43
引当金		98	112
繰延税金負債		578	656
その他の非流動負債		176	169
非流動負債合計		7,304	5,905
負債合計		10,431	9,987
資本			
資本金		100	100
資本剰余金		877	902
利益剰余金		△147	520
その他の資本の構成要素		12	27
親会社の所有者に帰属する持分合計		842	1,550
資本合計		842	1,550
負債及び資本合計		11,274	11,538

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)
売上収益	6, 25	7, 276	7, 769
売上原価		5, 101	5, 410
売上総利益		2, 175	2, 359
販売費及び一般管理費	26	1, 402	1, 675
その他の収益	27	75	39
その他の費用	15, 27	377	23
営業利益		471	700
金融収益	28	70	7
金融費用	28	96	143
税引前利益		445	563
法人所得税費用	16	163	236
当期利益		281	327
当期利益の帰属			
親会社の所有者		281	327
当期利益		281	327
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	30	20.92	23.34
希薄化後1株当たり当期利益(円)	30	—	—

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)
当期利益		281	327
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	29	13	△3
純損益に振り替えられることのない項目		13	△3
合計		13	△3
税引後その他の包括利益		13	△3
当期包括利益		295	323
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		295	323
当期包括利益		295	323

【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)
売上収益	8	3,634	3,874
売上原価		2,517	2,439
売上総利益		1,117	1,435
販売費及び一般管理費		711	811
その他の収益	9	14	316
その他の費用		0	1
営業利益		419	939
金融収益		6	6
金融費用		55	102
税引前中間利益		370	844
法人所得税費用		149	176
中間利益		221	667
中間利益の帰属			
親会社の所有者		221	667
中間利益		221	667
1株当たり中間利益			
基本的1株当たり中間利益(円)	10	16.45	44.27
希薄化後1株当たり中間利益(円)	10	—	—

【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)
中間利益		221	667
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		△7	15
純損益に振り替えられることのない項目		△7	15
合計			
税引後その他の包括利益		△7	15
中間包括利益		213	683
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		213	683
中間包括利益		213	683

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本 の構成要素 その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産	
2023年6月1日残高		100	205	△798	2	△490
当期利益				281		281
その他の包括利益	29				13	13
当期包括利益合計		—	—	281	13	295
株式報酬取引			19			19
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替				0	△0	—
所有者との取引額合計		—	19	0	△0	19
2024年5月31日残高		100	225	△516	15	△174

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本 の構成要素 その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産	
2024年6月1日残高		100	225	△516	15	△174
当期利益				327		327
その他の包括利益	29				△3	△3
当期包括利益合計		—	—	327	△3	323
新株の発行	23	325	325			650
株式報酬取引			43			43
減資		△325	325			—
欠損填補			△41	41		—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替						—
所有者との取引額合計		—	652	41	—	693
2025年5月31日残高		100	877	△147	12	842

【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

（単位：百万円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分				合計	合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本 の構成要素 その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産		
2024年6月1日残高	100	225	△516	15	△174	△174
中間利益			221		221	221
その他の包括利益				△7	△7	△7
中間包括利益合計	—	—	221	△7	213	213
株式報酬取引		21			21	21
所有者との取引額合計	—	21	—	—	21	21
2024年11月30日残高	100	247	△294	7	60	60

当中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

（単位：百万円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分				合計	合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本 の構成要素 その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産		
2025年6月1日残高	100	877	△147	12	842	842
中間利益			667		667	667
その他の包括利益				15	15	15
中間包括利益合計	—	—	667	15	683	683
株式報酬取引		24			24	24
所有者との取引額合計	—	24	—	—	24	24
2025年11月30日残高	100	902	520	27	1,550	1,550

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		445	563
減価償却費、償却費及び減損損失		701	371
受取利息及び受取配当金		△8	△3
支払利息		95	127
投資有価証券売却損益 (△は益)		△42	—
固定資産売却損益 (△は益)		△11	△5
固定資産除却損		3	21
負ののれん発生益		△31	—
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		△258	597
棚卸資産の増減額 (△は増加)		41	13
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		147	△158
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		7	33
その他		51	176
小計		1,142	1,737
利息及び配当金の受取額		8	3
利息の支払額		△85	△107
法人所得税の還付額		24	17
法人所得税の支払額		△251	△291
営業活動によるキャッシュ・フロー		838	1,358
投資活動によるキャッシュ・フロー			
保険積立金の積立による支出		△4	△3
保険積立金の解約による収入		51	17
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△249	△765
有形固定資産の売却による収入		12	6
投資有価証券の取得による支出		△2	△2
投資有価証券の売却による収入		78	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	7	△73	△1,592
その他		△12	△36
投資活動によるキャッシュ・フロー		△200	△2,375

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額（△は減少）	31	148	△50
長期借入れによる収入	31	865	3,961
長期借入金の返済による支出	31	△1,066	△1,809
社債の償還による支出	31	△16	△16
株式の発行による収入		-	650
リース負債の返済による支出	31	△95	△109
その他		-	△18
財務活動によるキャッシュ・フロー		△163	2,607
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		474	1,590
現金及び現金同等物の期首残高	8	837	1,312
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0
現金及び現金同等物の期末残高	8	1,312	2,903

【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		370	844
減価償却費、償却費及び減損損失		167	214
受取利息及び受取配当金		△1	△4
支払利息		46	99
固定資産売却損益 (△は益)		△1	△1
固定資産除却損		0	0
負ののれん発生益		—	△168
子会社株式売却益		—	△132
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		△68	△231
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△70	21
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		142	173
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△0	△1
その他		57	△135
小計		641	677
利息及び配当金の受取額		1	4
利息の支払額		△41	△55
法人所得税の還付額		17	25
法人所得税の支払額		△114	△263
営業活動によるキャッシュ・フロー		504	388
投資活動によるキャッシュ・フロー			
保険積立金の積立による支出		△1	△1
保険積立金の解約による収入		17	12
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△252	△89
有形固定資産の売却による収入		1	2
投資有価証券の取得による支出		△0	△4
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6	△1,592	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	6	—	△17
事業譲受による支出	6	—	△263
その他		5	0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,823	△359
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)		—	1,100
長期借入れによる収入		2,560	1,730
長期借入金の返済による支出		△490	△3,040
社債の償還による支出		△8	△8
リース負債の返済による支出		△55	△57
その他		△10	△5
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,995	△281
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		677	△252
現金及び現金同等物の期首残高		1,312	2,903
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0
現金及び現金同等物の中間期末残高		1,990	2,650

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社セイワホールディングス（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト（<https://seiwaholdings.co.jp>）で開示しております。当社の連結財務諸表は、2025年5月31日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループの事業内容は、モノづくり事業の単一セグメントであります。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2026年2月19日に代表取締役社長野見山勇大及び最高財務責任者井川径成によって承認されております。

当社グループは、2025年5月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2023年6月1日であります。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「38. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2025年5月31日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「38. 初度適用」に記載しております。

(2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要性がある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び負債の公正価値正味価額を超過する上回る場合は、連結財政状態計算書においてのれんにその超過額として計上測定しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについて

は、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デューデリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しております。

(3) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の金融資産については、当社グループが当該金融資産の契約の当事者となった取引日に当該金融商品を当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。レベル3に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債

は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として個別法又は総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 5－45年
- ・機械装置及び運搬具 2－14年
- ・工具器具及び備品 3－15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

す。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(9) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ ソフトウェア 4－5年
- ・ 顧客関連資産 10－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(10) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(11) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場

合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入しております。

(12) 従業員給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付の制度として確定拠出制度を運営しております。確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。なお、一部の連結子会社は、従業員の退職後給付の制度として確定給付制度を運営しております。退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法による退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算結果が、IAS第19号の原則的な方法に従って計算した場合と近似しているため、日本基準における簡便法を適用しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、信頼性のある見積もりが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

③ その他の長期従業員給付

その他の長期従業員給付については、従業員の過年度及び当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割り引いた額を負債として認識しております。

(13) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(14) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(15) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、溶接・製缶加工、めっき加工、鋼構造物他各種機械の製造販売及び工事請負を主な事業としております。これらの製品の販売については、主に製品の引渡又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。

一定の期間にわたり製品及びサービス等の支配の移転が行われる取引については、顧客に提供する当該製品及びサービス等の性質を考慮し、主にインプット法に基づいて履行義務の充足に向けての進捗度を測定し収益を認識しております。

また、当社グループが代理人として製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(16) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、配当を受取る権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(17) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られたときに公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関連する場合は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間にわたって、規則的に収益として認識しております。資産に関する補助金は、繰延収益として認識し、関連資産の見積耐用年数にわたり規則的に純損益として認識しております。

(18) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

(19) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(20) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内で

売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的保有に分類しております。

売却目的保有に分類された非流動資産（又は処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された後は減価償却又は償却を行っておりません。

(21) 資本

① 普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用は関連する税効果を控除後に資本剰余金から控除しております。

② 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

(22) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とする資産に関して、その資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。

その他の借入コストは、それが発生した期間の費用として認識しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

① 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法については、注記「15. 非金融資産の減損」に記載しております。

② 引当金

当社グループは、資産除去債務や工事損失引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。これらの引当金は、期末日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上しております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計上している引当金の性質及び金額については、注記「20. 引当金」に記載しております。

③ 法人所得税

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については注記「16. 法人所得税」に記載しております。

④ 金融商品の公正価値

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いております。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容及び金額については、注記「33. 金融商品」に記載しております。

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は軽微であります。

IFRS		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示 及び開示	2027年1月1日	2028年5月期	財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当社グループはグループ全体としてモノづくりに関連している企業の集合体であり、モノづくりに関連する事業として経済的特徴が概ね類似しているため、モノづくり事業として集約し報告しております。その結果、当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであります。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは、モノづくり事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスに関する情報は、注記「25. 売上収益」を参照ください。

(4) 地域別に関する情報

外部顧客への売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しています。

非流動資産

連結財政状態計算書の非流動資産合計金額は、本邦に所在している非流動資産であるため、記載を省略しています。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客に対する売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先は前連結会計年度において大洋電機株式会社であり、売上収益の合計額は746百万円であります。当連結会計年度においては、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社金谷塗装工業所
事業の内容	金属製品製造業

② 取得日

2023年7月31日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 企業結合を行った主な理由

株式会社金谷塗装工業所は、主に自動車向けのカチオン電着塗装を行っており、同種の事業を行っているタマ化工株式会社との連携による営業力・収益性の向上や間接業務の効率化を図り、塗装事業における競争力を高めるためであります。

⑤ 被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値(現金)	200
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	126
営業債権及びその他の債権	119
棚卸資産	2
有形固定資産	80
無形資産	0
営業債務及びその他の債務	△ 26
社債及び借入金	△ 1
引当金	△ 2
繰延税金負債	△ 0
その他	△ 66
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	231
負ののれん発生益	△ 31

当該企業結合に係る取得関連費用は0百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

当企業結合により生じた負ののれん発生益は、受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が株式の取得価額を上回ったためであります。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	200
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	△ 126
子会社の取得による支出	73

(4) 業績に与える影響

当社グループの連結損益計算書には、取得日以降に株式会社金谷塗装工業所から生じた売上収益及び当期利益が、それぞれ378百万円及び194百万円含まれております。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当連結会計年度における当社グループの売上収益及び当期利益は、それぞれ128百万円及び26百万円の増加であったと算定されます。なお、当該プロフォーマ情報は監査を受けておりません。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社富士鍍金工業所
事業の内容 めっき加工事業
- ② 取得日
2024年11月30日
- ③ 取得した議決権付資本持分の割合
100%
- ④ 企業結合を行った主な理由
株式会社富士鍍金工業所は、主に半導体製品や工業機械のめっき加工事業を行っており、同種の事業を行っている東栄コーティング株式会社との連携による営業力・収益性の向上や間接業務の効率化を図り、塗装事業における競争力を高めるためであります。
- ⑤ 被取得企業の支配の獲得方法
現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値(現金)	1,900
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	307
営業債権及びその他の債権	142
棚卸資産	9
有形固定資産	254
無形資産	378
営業債務及びその他の債務	△ 8
未払法人所得税	△ 52
引当金	△ 30
繰延税金負債	△ 119
その他	△ 51
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	831
のれん	1,068

当該企業結合に係る取得関連費用は1百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	1,900
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	△ 307
子会社の取得による支出	1,592

(4) 業績に与える影響

当社グループの連結損益計算書には、取得日以降に株式会社富士鍍金工業所から生じた売上収益及び当期利益が、それぞれ396百万円及び16百万円含まれております。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当連結会計年度における当社グループの売上収益及び当期利益は、それぞれ426百万円及び96百万円の増加であったと算定されます。なお、当該プロフォーマ情報は監査を受けておりません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
現金及び預金	844	1,334	2,967
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 7	△ 22	△ 64
合計	837	1,312	2,903

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
受取手形	64	130	30
電子記録債権	414	530	432
売掛金	635	843	693
契約資産	293	307	293
未収入金	21	95	2
合計	1,429	1,907	1,452

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
商品及び製品	124	118	112
仕掛品	89	106	127
原材料	327	281	263
貯蔵品	11	8	5
合計	553	513	509

費用として認識された棚卸資産の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ5,101百万円及び5,410百万円であります。

また、費用として認識された棚卸資産の評価減の金額は、当連結会計年度において20百万円であります。

11. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
償却原価で測定する金融資産			
定期預金	1	6	41
定期積金	5	15	23
リース投資資産	67	—	—
差入保証金	13	13	28
その他	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
投資信託	33	6	6
出資金	10	8	7
ゴルフ会員権	0	0	0
保険積立金	64	56	60
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
株式	42	62	58
合計	241	169	227
流動資産	7	22	64
非流動資産	233	147	162
合計	241	169	227

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値等は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

銘柄	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
第一生命ホールディングス(株)	0	0	0
八千代工業(株) (現：マザーサンヤチヨ・オートモーティブシステムズ(株))	0	—	—
コムシスホールディングス(株)	2	3	3
(株)トーエネック	3	5	5
(株)あいちフィナンシャルグループ	0	0	0
中部電力(株)	34	51	47

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識の中止

当社グループは、資産の効率化や取引関係の見直し等を目的として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の一部を売却することにより、認識を中止しております。

各連結会計年度における売却時の公正価値及び売却に係る累積利得又は損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)		当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)	
公正価値	累積利得又は損失	公正価値	累積利得又は損失
0	0	—	—

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識されていた累積利得又は損失を利益剰余金に振替えております。利益剰余金に振替えたその他の包括利益の累積利得又は損失（税引後）は、前連結会計年度において、0百万円であります。

なお、資本性金融商品から認識された受取配当金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)		当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)	
当期中に認識の中止を行った投資	期末日現在で保有している投資	当期中に認識の中止を行った投資	期末日現在で保有している投資
—	1	—	1

12. その他の資産

その他の資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
その他の流動資産			
前払費用	24	23	37
未収還付法人税等	24	17	25
その他	59	21	12
合計	108	62	75
その他の非流動資産			
長期前払費用	34	16	1
その他	—	—	0
合計	34	16	1

13. 有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	土地	建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具器具及 び備品	建設仮勘定	合計
移行日 (2023年6月1日)	987	1,420	1,662	140	64	4,275
取得	40	9	134	9	49	244
売却又は処分	—	△ 1	△ 164	△ 19	—	△ 186
企業結合による取得	32	268	270	0	—	572
前連結会計年度 (2024年5月31日)	1,061	1,696	1,903	130	114	4,905
取得	210	22	212	24	12	482
売却又は処分	—	△ 26	△ 64	△ 4	—	△ 95
企業結合による取得	142	239	281	10	—	673
当連結会計年度 (2025年5月31日)	1,413	1,932	2,332	160	126	5,966

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	土地	建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具器具及 び備品	建設仮勘定	合計
移行日（2023年6月1日）	—	975	1,517	133	—	2,626
減価償却費及び減損損失	—	40	75	7	—	124
売却又は処分	—	△ 1	△ 159	△ 19	—	△ 181
企業結合による取得	—	232	259	0	—	491
前連結会計年度（2024年5月31日）	—	1,246	1,693	121	—	3,061
減価償却費及び減損損失	—	43	78	7	—	129
売却又は処分	—	△ 8	△ 63	△ 4	—	△ 76
企業結合による取得	—	143	267	8	—	419
当連結会計年度（2025年5月31日）	—	1,426	1,975	133	—	3,534

（注）有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：百万円)

	土地	建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具器具及 び備品	建設仮勘定	合計
移行日（2023年6月1日）	987	444	144	6	64	1,649
前連結会計年度（2024年5月31日）	1,061	449	210	8	114	1,844
当連結会計年度（2025年5月31日）	1,413	506	357	27	126	2,432

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	合計
移行日（2023年6月1日）	1,442	33	1,145	4	1,183
取得	—	3	—	—	3
売却又は処分	—	△ 2	—	△ 0	△ 2
企業結合による取得	—	0	—	—	0
前連結会計年度（2024年5月31日）	1,442	35	1,145	4	1,185
取得	—	3	—	278	282
企業結合による取得	1,068	0	378	—	378
当連結会計年度（2025年5月31日）	2,511	38	1,523	283	1,845

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	合計
移行日（2023年6月1日）	717	20	115	0	136
償却費	—	5	100	0	105
減損損失	328	—	22	—	22
売却又は処分	—	△ 1	—	—	△ 1
企業結合による取得	—	0	—	—	0
前連結会計年度（2024年5月31日）	1,046	23	237	1	263
償却費	—	4	107	0	112
当連結会計年度（2025年5月31日）	1,046	28	345	1	375

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連資産	その他	合計
移行日（2023年6月1日）	725	13	1,030	3	1,047
前連結会計年度（2024年5月31日）	396	11	907	3	922
当連結会計年度（2025年5月31日）	1,464	10	1,178	281	1,470

(2) 重要な無形資産

無形資産のうち重要なものは、株式会社開伸及び株式会社富士鍍金工業所の株式取得により発生した顧客関連資産であり、帳簿価額等は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)	当連結会計年度における 残存償却期間
株式会社開伸	757	653	574	7.3年
株式会社富士鍍金工業所	—	—	368	18.5年

15. 非金融資産の減損

(1) 減損損失

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

減損損失の資産種類別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)
有形固定資産		
機械装置及び運搬具	8	—
のれん	328	—
無形資産		
顧客関連資産	22	—
合計	359	—

前連結会計年度に認識した減損損失は、主に株式会社開伸ののれんについて、買収時に想定していた計画の進捗度合を勘案して事業計画を見直した結果、回収可能価額がのれんの帳簿価額を下回ったため発生したものであり、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、328百万円の減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値の算定にあたって用いられた主な仮定は、過去の実績及び外部環境とも整合性を取ったうえで5年超の事業計画を策定のうえ、将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて使用価値を算定しております。使用価値の算定に使用した税引前の割引率は、10.1%であります。観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを使用するため、公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

(2) のれんの減損

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

主な資金生成単位又は資金生成単位グループ別ののれんの帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
株式会社開伸	328	—	—
株式会社J O B	179	179	179
日本興業株式会社	153	153	153
株式会社富士鍍金工業所	—	—	1,068
その他	63	63	63
合計	725	396	1,464

のれんの減損テストにおいては、回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、その資金生成単位を引き続き使用することにより生み出される将来キャッシュ・フローを割引いて測定しております。使用価値は、以下の主要な仮定に基づいて算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りに関しては、経営者によって承認された直近の事業計画を用いており、事業計画の中で将来の収益は、過去の業績及び市場動向の経営者予測や現在の業種動向や各地域の長期インフレ予測等を加味して見積もっており、コストは、その収益の変動を加味して見積もっております。

将来キャッシュ・フローの予測期間は、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を設定しており、取締役会が承認した事業計画（最大5年）を基礎とし、以降の期間の将来キャッシュ・フローは、各資金生成単位が属する市場もしくは国の長期平均成長率を勘案するとともに、事業の成長性を考慮した数値を使用して計算しており、市場の長期平均成長率を超過しておりません。

各資金生成単位に適用される割引率は、税引前加重平均資本コスト等を基礎に、外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等が適切に反映されるよう算定しております。

なお、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、株式会社開伸以外の資金生成単位又は資金生成単位グループについては、使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。主要なのれんについて、回収可能価額と帳簿価額が等しくなることとなる将来の見積キャッシュ・フローの減少率は下表のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
株式会社 J O B	63.6%	64.8%
日本興業株式会社	45.5%	56.9%
株式会社富士鍍金工業所	—	34.8%

重要なのれんが配分された資金生成単位又は資金生成単位グループの使用価値の算定に用いた税引前の割引率は以下のとおりであります。

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
株式会社開伸	7.6%	10.1%	—%
株式会社 J O B	9.7%	10.2%	8.5%
日本興業株式会社	9.6%	10.1%	8.5%
株式会社富士鍍金工業所	—%	—%	11.1%

重要なのれんが配分された資金生成単位又は資金生成単位グループの使用価値の算定に用いた成長率は以下のとおりであります。

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
株式会社開伸	0.7%	0.7%	—%
株式会社 J O B	0.1%	0.1%	0.1%
日本興業株式会社	0.1%	0.1%	0.1%
株式会社富士鍍金工業所	—%	—%	2.5%

16. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：百万円）

	2023年 6月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	企業結合	その他	2024年 5月31日
繰延税金資産						
有形固定資産	10	△ 4	—	—	—	6
退職給付に係る負債	6	2	—	—	—	9
未払従業員賞与	17	△ 0	—	—	—	16
有給休暇債務	15	2	—	1	—	19
未払事業税	10	1	—	—	—	12
リース負債	156	△ 11	—	9	—	155
資産除去債務	8	—	—	—	—	8
その他	12	10	—	0	—	22
合計	239	0	—	10	—	250
繰延税金負債						
使用权資産	263	△ 25	—	10	—	247
有形固定資産	155	△ 12	—	—	—	142
無形資産	351	△ 42	—	—	—	309
リース投資資産	25	△ 2	—	—	—	23
その他の金融資産	—	—	7	—	—	7
借入金	9	△ 2	—	—	—	7
その他	10	5	—	—	—	15
合計	816	△ 80	7	10	—	754
純額	△ 576	80	△ 7	△ 0	—	△ 503

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：百万円）

	2024年 6月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	企業結合	その他	2025年 5月31日
繰延税金資産						
有形固定資産	6	△ 0	—	—	—	5
退職給付に係る負債	9	3	—	—	—	12
未払従業員賞与	16	5	—	3	—	25
有給休暇債務	19	0	—	4	—	24
未払事業税	12	6	—	1	—	19
リース負債	155	△ 12	—	2	—	146
資産除去債務	8	—	—	—	—	8
繰延収益	—	31	—	—	—	31
その他	22	△ 12	—	—	—	9
合計	250	20	—	11	—	283
繰延税金負債						
使用権資産	247	△ 10	—	0	—	237
有形固定資産	142	0	—	—	—	142
無形資産	309	△ 36	—	130	—	403
リース投資資産	23	△ 23	—	—	—	—
その他の金融資産	7	—	△ 1	—	—	5
借入金	7	7	—	—	—	14
その他	15	△ 1	—	—	—	13
合計	754	△ 64	△ 1	130	—	817
純額	△ 503	84	1	△ 119	—	△ 535

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
将来減算一時差異	457	432	422
税務上の繰越欠損金	454	478	584
合計	911	910	1,006

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
1年目	—	—	—
2年目	—	—	—
3年目	—	—	—
4年目	—	—	—
5年目以降	454	478	584
合計	454	478	584

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
当期税金費用	244	320
繰延税金費用	△ 80	△ 84
合計	163	236

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

(単位：％)

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
法定実効税率	33.8	33.8
課税所得計算上減算されない費用	0.8	3.3
税額控除	△ 4.1	△ 5.8
軽減税率の影響	△ 1.6	△ 2.0
株式報酬費用	1.5	3.3
未認識の繰延税金資産の増減額	△ 0.1	7.3
のれんの減損損失	24.9	—
負ののれん発生益	△ 2.4	—
連結修正	△ 14.1	—
その他	△ 1.9	2.0
平均実際負担税率	36.7	41.9

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ33.8％及び33.8％であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.8％から、2026年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異について34.6％になります。

この税率変更による当社及び連結子会社の財政状態及び経営成績に与える影響額に重要性はありません。

17. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
支払手形	45	37	9
電子記録債務	270	418	317
契約負債	101	73	88
買掛金	275	338	300
合計	693	866	716

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

18. 社債及び借入金

(1) 金融負債の内訳

「社債及び借入金」及び「リース負債」の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50	200	150	1.60	—
1年内返済予定の長期借入金	900	733	1,205	1.54	—
1年内償還予定の社債	16	16	16	0.84	—
長期借入金	4,242	4,169	5,825	1.58	2026年～ 2043年
社債	40	24	8	0.84	2026年
短期リース負債	92	100	106	1.63	—
長期リース負債	659	606	572	1.53	2026年～ 2054年
合計	6,000	5,850	7,884	—	—
流動負債	1,058	1,050	1,478	—	—
非流動負債	4,941	4,799	6,406	—	—
合計	6,000	5,850	7,884	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 「社債及び借入金」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

社債の発行条件の要約は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	銘柄	発行 年月日	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)	利率 (%)	担保	償還 期限
株式会 社セイ ワ工業	第1回 無担保社債	2021年 9月30日	56 (16)	40 (16)	24 (16)	0.84	なし	2026年 9月30日

(注) () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

財務制限条項が付されている借入金は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
短期借入金	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	226	234	341
長期借入金	1,379	1,168	2,033
合計	1,605	1,402	2,375

主な財務制限条項は、当社グループ又は各グループ会社単体の段階利益及び純資産の一定水準の維持であります。当社グループは財務制限条項に抵触しておらず、また、来期も抵触する見込みはないことから、当該長期借入金を非流動負債として分類しています。

(2) 担保に供している資産

社債及び借入金の担保に供している資産は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
土地	941	1,014	1,365
建物及び構築物	281	283	323
関係会社株式 (注) 1	60	60	1,970
長期貸付金 (注) 2	—	—	150
現金及び現金同等物	—	—	363
その他の金融資産	32	45	61
その他	113	35	10
合計	1,428	1,438	4,245

(注) 1. 上記の関係会社株式は、連結財務諸表上、相殺消去しております。

2. 上記の長期貸付金は関係会社間の貸付であり、連結財務諸表上、相殺消去しております。

対応する債務は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	443	455	979
長期借入金	2,822	2,629	5,083
合計	3,265	3,085	6,063

19. リース

(1) 借手側

当社グループは、借手として、主として本社機能及び製造拠点としての「建物及び構築物」、製造拠点内で使用する「機械装置及び運搬具」、「工具器具及び備品」を賃借しております。契約期間は、2年～30年であります。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。不動産に係る賃貸借契約をはじめとする一部のリースには、延長オプションや解約オプションが付されており、これらの延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実な期間は、リース期間に含めております。

リースに係る損益及びキャッシュ・フローは以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
使用権資産の減価償却費		
土地	8	13
建物及び構築物	77	79
機械装置及び運搬具	24	14
工具器具及び備品	6	7
ソフトウェア	4	13
合計	120	129
リース負債に係る金利費用	11	10
短期リース費用	49	38
少額資産リース費用	4	5
サブリースによる収益	6	9
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	169	166

（注） リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。

使用権資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
使用権資産			
土地	95	115	134
建物及び構築物	589	522	487
機械装置及び運搬具	82	70	54
工具器具及び備品	14	19	12
ソフトウェア	7	7	4
合計	789	735	694

前連結会計年度及び当連結会計年度における使用権資産の増加額は、それぞれ52百万円及び69百万円であります。

リース負債の満期分析については、注記「33. 金融商品 (4) 流動性リスク管理」に記載しております。

(2) 貸手側

主に、従業員の社宅をオペレーティング・リースにより賃貸しております。オペレーティング・リースに係る収益及びリース料の満期分析は以下の通りであります。

なお、リースに供している資産は一部を除き賃借しているものであり、連結財政状態計算書の「使用権資産」に計上しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
リース収益	8	11
リース料		
1年内	6	6
2年内	1	1
3年内	—	—
4年内	—	—
5年内	—	—
5年超	—	—

20. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	資産除去債務	工事損失引当金	その他の引当金	合計
移行日 (2023年6月1日)	61	—	—	61
期中増加額	—	2	—	2
企業結合による増加	2	—	—	2
前連結会計年度 (2024年5月31日)	64	2	—	66
期中増加額	4	9	11	24
企業結合による増加	30	—	—	30
期中減少額（目的使用）	—	△ 2	—	△ 2
当連結会計年度 (2025年5月31日)	98	9	11	119

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
流動負債	—	2	20
非流動負債	61	64	98
合計	61	66	119

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画

等により影響を受けます。

工事請負契約において、当該契約の見積総費用が請負受注金額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額を合理的に見積もることができる場合に、将来の損失見込額を工事損失引当金として計上しています。支出の時期は将来の工事の進捗等により影響を受けます。

21. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年5月31日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
その他の流動負債			
未払金	82	119	114
未払費用	105	149	255
未払消費税	73	108	119
未払賞与	56	48	65
未払役員賞与	1	—	—
未払有給休暇	69	82	90
その他	20	24	53
合計	409	533	699
その他の非流動負債			
未払役員退職慰労金	3	8	33
繰延収益	15	48	124
その他	0	18	18
合計	18	76	176

(注) 繰延収益については、注記「22. 政府補助金」に記載しております。

22. 政府補助金

その他の流動負債及びその他の非流動負債に含まれている、繰延収益として認識した資産に関する政府補助金は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
その他の流動負債	—	—	—
その他の非流動負債	15	48	124
合計	15	48	124

政府補助金は主に有形固定資産の購入のために受領したものであります。

政府補助金に付随する未履行の条件及びその他の偶発事象はありません。

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)
授権株式数		
普通株式	240,000	240,000
発行済株式総数		
期首残高	134,800	134,800
期中増減	—	16,050
期末残高	134,800	150,850

- (注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。
2. 当連結会計年度における期中増加は、2025年1月23日を払込日とする第三者割当増資によるものであります。
3. 当社は、2026年1月8日を効力発生日として発行可能株式総数の変更及び株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該変更前の株式数で記載しております。なお、発行済株式総数の変更と株式分割に伴い、授権株式数は60,100,000株増加して60,340,000株となり、発行済株式総数は14,934,150株増加して15,085,000株となりました。

(2) 資本剰余金

- ① 日本における会社法（以下「会社法」という。）では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。
- ② 当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しており、これを資本剰余金としております。なお、契約条件及び金額等は「32. 株式に基づく報酬」に記載しております。

(3) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(4) その他の資本の構成要素

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額であります。

24. 配当金

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

該当事項はありません。

25. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、製造業を中心とした、単一セグメントのモノづくり事業を展開しております。
顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
一時点で移転される財又はサービス	6,057	6,358
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,219	1,411
合計	7,276	7,769

一時点で移転される財又はサービスについては、製品の販売において、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡しまたは検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、履行義務が充足されたと判断し、その時点で収益を認識しております。

一定期間にわたり移転される財又はサービスについては、工事請負契約に基づいた義務の履行により資産が創出され又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたる工事の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合を用いるインプット法で測定しております。なお、進捗度を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1～2か月以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
顧客との契約から生じた債権	1,136	1,600	1,159
契約資産	293	307	293
契約負債	101	73	88

契約資産は、主に請負契約から生じた履行済みで未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。なお、前連結会計年度および当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、それぞれ101百万円および73百万円です。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コストから認識した資産

該当事項はありません。

26. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
従業員給付費用	463	522
減価償却費及び償却費	154	175
支払手数料	203	236
運賃	98	92
旅費交通費	49	57
広告宣伝費	10	19
その他	422	572
合計	1,402	1,675

27. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
助成金収入	11	10
有形固定資産売却益	11	5
負ののれん発生益	31	—
その他	20	23
合計	75	39

(注) 負ののれん発生益については、注記「7. 企業結合」に記載しております。

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
減損損失	359	—
有形固定資産除売却損	3	21
その他	14	2
合計	377	23

(注) 減損損失については、注記「15. 非金融資産の減損」に記載しております。

28. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	0	0
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1	1
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	7	0
有価証券評価及び実現益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	42	0
その他	19	4
合計	70	7

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	83	117
リース負債	11	10
有価証券評価及び実現損		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	—
その他	1	16
合計	96	143

29. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自2024年6月 1日 至2025年5月31日)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当期発生額	20	△ 5
税効果額	△ 7	1
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	13	△ 3
その他の包括利益合計	13	△ 3

30. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	281	327
加重平均普通株式数 (千株)	13,480	14,042
基本的1株当たり当期利益 (円)	20.92	23.34

- (注) 1. 当社は、2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、加重平均普通株式数及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。
2. 希薄化後1株当たり当期利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため希薄化効果の計算対象外ですので、記載しておりません。

31. キャッシュ・フロー情報

財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

(単位：百万円)

	2023年 6月1日	キャッシュ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2024年 5月31日
			連結範囲 の変動	新規リース等	その他	
短期借入金	50	148	1	—	—	200
長期借入金	5,142	△ 201	—	—	△ 38	4,903
社債	56	△ 16	—	—	—	40
リース負債	751	△ 95	0	52	—	707
合計	6,000	△ 163	1	52	△ 38	5,850

- (注) 長期借入金、社債、リース負債には、1年内返済予定の金額を含んでおります。

当連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

	2024年 6月1日	キャッシュ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2025年 5月31日
			連結範囲 の変動	新規リース等	その他	
短期借入金	200	△ 50	—	—	—	150
長期借入金	4,903	2,151	—	—	△ 22	7,031
社債	40	△ 16	—	—	—	24
リース負債	707	△ 109	11	69	—	679
合計	5,850	1,975	11	69	△ 22	7,884

- (注) 長期借入金、社債、リース負債には、1年内返済予定の金額を含んでおります。

32. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは当社の株主総会・取締役会において承認された内容に基づき、当社の従業員等に対して付与しております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であり、一部有償で発行しております。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	付与数(株)	付与日	行使期限	権利確定条件
第1回	152,500	2021年3月26日	2031年3月20日	権利行使日に於いて当社の従業員等の地位に有ること及び株式上場の日以降であることを要します。
第2回	30,500	2021年3月26日	2027年3月31日	権利行使日に於いて当社の従業員等の地位に有ること及び株式上場の日以降であることを要します。
第3回	342,000	2022年12月27日	2032年12月1日	権利行使日に於いて当社の従業員等の地位に有ること及び株式上場の日以降であることを要します。
第4回	150,000	2022年12月27日	2027年3月31日	権利行使日に於いて当社の従業員等の地位に有ること及び株式上場の日以降であることを要します。
第5回	453,700	2024年2月1日	2033年12月31日	権利行使日に於いて当社の従業員等の地位に有ること及び株式上場の日以降であることを要します。
第6回	142,000	2024年9月13日	2033年12月29日	権利行使日に於いて当社の従業員等の地位に有ること及び株式上場の日以降であることを要します。

(注) 当社は、2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「付与数」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)		当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	665,000	38	1,117,200	30
付与	453,700	18	142,000	18
行使	—	—	—	—
失効	△ 1,500	18	△ 19,500	18
満期消滅	—	—	—	—
期末未行使残高	1,117,200	30	1,239,700	28
期末行使可能残高	—	—	—	—

- (注) 1. 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ5円～121円及び5円～121円であります。
2. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ7.82年及び7.00年であります。
3. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「株式数」及び「加重平均行使価格」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、以下の前提条件に基づき、ブラック・ショールズ・モデルを用いて評価しております。

	前連結会計年度 (自2023年6月 1日 至2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与日の加重平均公正価値 (円)	104.58	104.32
付与日の株価 (円)	120.27	120.27
行使価格 (円)	18	18
予想ボラティリティ (%) (注)	50.57	46.92
予想残存期間 (年)	5.96	5.67
予想配当 (%)	—	—
リスクフリー・レート (%)	0.29	0.51

(注) 1. 予想ボラティリティは、類似上場会社の実績ボラティリティの単純平均に基づき算定しております。

2. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「付与日の加重平均公正価値」、「付与日の株価」及び「行使価格」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

(4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「26. 販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ19百万円及び43百万円であります。

33. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）、親会社所有者帰属持分比率及びD/Eレシオ（有利子負債／親会社の所有者に帰属する持分）であります。

当社グループのネット有利子負債、親会社所有者帰属持分比率及びD/Eレシオは以下のとおりであります。

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
有利子負債（百万円）	6,000	5,850	7,884
現金及び現金同等物（百万円）	837	1,312	2,903
ネット有利子負債（差引）（百万円）	5,162	4,538	4,981
親会社所有者帰属持分比率（%）	△ 6.6	△ 2.2	7.5
D/Eレシオ（倍）	—	—	9.36

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。なお、当社グループは、デリバティブ取引については利用しておりません。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループでは、営業債権と営業債権以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財務諸表に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。当社グループの顧客は信用力の高い企業及び組織が多く、信用リスクは限定的であり、また、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はなく、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

移行日（2023年6月1日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	693	693	693	—	—	—	—	—
借入金	5,192	5,226	963	661	675	673	705	1,546
社債	56	56	16	16	16	8	—	—
リース負債	751	792	106	103	90	81	70	339
合計	6,693	6,768	1,778	781	782	763	776	1,885

前連結会計年度（2024年5月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	866	866	866	—	—	—	—	—
借入金	5,103	5,141	948	852	769	780	593	1,197
社債	40	40	16	16	8	—	—	—
リース負債	707	744	110	97	88	76	66	305
合計	6,717	6,793	1,942	965	866	857	659	1,502

当連結会計年度（2025年5月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	716	716	716	—	—	—	—	—
借入金	7,181	7,240	1,355	1,214	1,132	1,050	808	1,677
社債	24	24	16	8	—	—	—	—
リース負債	679	716	115	105	90	79	63	260
合計	8,600	8,696	2,203	1,328	1,223	1,130	872	1,938

(5) 金利リスク管理

当社グループは、借入金により資金調達を行っており、借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

金利感応度分析

各報告期間において、金利が1%上昇した場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因（残高、為替レート等）は一定であることを前提としております。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
税引前利益	△ 35	△ 61

(6) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

当社グループは、株価又は市場価格が取得価額・帳簿価額を大幅に下回った場合又は下回ることが見込まれる場合には経理担当部門の長に状況・対策を報告し適切な措置を講じることとしております。

各報告期間において、保有する資本性金融商品の市場価格が10%変動した場合に、連結包括利益計算書のその他の包括利益（税効果控除前）に与える影響は以下のとおりであります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
その他の包括利益（税効果控除前）	6	5

(7) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。投資信託は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しています。保険積立金の公正価値は、解約返戻金の金額等を勘案し、算定しております。出資金の公正価値は、純資産価値に基づく評価技法等合理的な方法により算定しております。

（社債及び借入金）

社債の公正価値は、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、重要性の乏しい金融商品は、次の表に含めておりません。

（単位：百万円）

	移行日 (2023年6月1日)		前連結会計年度 (2024年5月31日)		当連結会計年度 (2025年5月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債						
借入金	5,192	5,202	5,103	5,207	7,181	7,271
社債	56	55	40	39	24	23
合計	5,248	5,257	5,143	5,247	7,205	7,295

（注） 借入金及び社債の公正価値はレベル2に分類しております。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

移行日（2023年6月1日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
投資信託	—	33	—	33
出資金	—	—	10	10
ゴルフ会員権	—	0	—	0
保険積立金	—	—	64	64
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	42	—	—	42
合計	42	33	75	151

前連結会計年度（2024年5月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
投資信託	—	6	—	6
出資金	—	—	8	8
ゴルフ会員権	—	0	—	0
保険積立金	—	—	56	56
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	62	—	—	62
合計	62	6	64	133

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
投資信託	—	6	—	6
出資金	—	—	7	7
ゴルフ会員権	—	0	—	0
保険積立金	—	—	60	60
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	58	—	—	58
合計	58	6	68	133

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品の公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。また公正価値の測定結果については適切な責任者のレビューを受けております。

⑤ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
期首残高	75	64
購入	3	9
売却もしくは解約	△ 13	△ 12
その他	—	6
期末残高	64	68

34. 重要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

35. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

移行日（2023年6月1日）

（単位：百万円）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引の内容	取引金額	未決済金額
役員	野見山 勇大	当社代表取締役社長	当社及び当社子会社借入 に対する債務保証	1,473	—
役員の 近親者	野見山 勢次郎	当社代表取締役社長の父親	当社子会社借入 に対する債務保証	32	—

（注） 取引金額は、被保証債務の移行日時点の残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

前連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：百万円）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引の内容	取引金額	未決済金額
役員	野見山 勇大	当社代表取締役社長	当社及び当社子会社借入 に対する債務保証	1,335	—
役員の 近親者	野見山 勢次郎	当社代表取締役社長の父親	当社子会社借入に対する 債務保証	18	—

（注） 取引金額は、被保証債務の期末日時点の残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：百万円）

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引の内容	取引金額	未決済金額
役員	野見山 勇大	当社代表取締役社長	当社及び当社子会社借入 に対する債務保証	1,461	—
役員の 近親者	野見山 勢次郎	当社代表取締役社長の父親	当社子会社借入に対する 債務保証	12	—

（注） 取引金額は、被保証債務の期末日時点の残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
短期従業員給付	46	106
株式報酬	3	2
合計	50	108

（注） 主要な経営幹部に対する報酬は、株式会社セイワホールディングスの取締役等に対する報酬であります。

36. コミットメント

決算日以降の支出に関するコミットメントは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当連結会計年度 (2025年5月31日)
有形固定資産の取得	—	—	14
無形資産の取得	—	1	—
合計	—	1	14

37. 後発事象

(単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更)

当社は、2025年12月24日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日付で定款変更を行い、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

(1) 単元株制度の採用

① 分割の方法単元株制度の採用目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

② 単元株制度の概要

a. 新設する単元株式の数

2026年1月8日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

b. 単元株制度の効力発生日

2026年1月8日

(2) 発行可能株式総数の変更の概要

① 発行可能株式総数の変更の目的

会社法第113条第3項の規定を遵守することを目的として発行済株式総数の変更を行いました。

② 発行可能株式総数の変更の概要

a. 発行可能株式総数の変更の方法

2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は60,100,000株増加し、60,340,000株となっております。

b. 発行可能株式総数の変更の効力発生日

2026年1月8日

③ 発行可能株式総数の変更に伴う定款変更

2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で当社定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,340,000</u> 株とする。

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年1月8日を基準日として、同日午後1時現在の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき100株で分割いたしました

② 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数	150,850株
分割により増加した株式数	14,934,150株
分割後の発行済株式総数	15,085,000株
分割後の発行可能株式総数	60,340,000株

③ 株式分割の効力発生日

2026年1月8日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、当該箇所に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第項の規定に基づき、2026年1月8日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,340,000株</u> とする。

38. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2024年5月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2023年6月1日であります。

(1) IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社（以下「初度適用企業」という。）に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下「IFRS第1号」という。）では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に例外規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金、またはその他の資本の構成要素で調整しております。当社グループが日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

・企業結合

初度適用企業は、IFRS移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日前の企業結合から生じたのれんの額については、日本基準に基づく移行日時点での帳簿価額によっております。

なお、のれんについては、減損の兆候の有無に関わらず、移行日時点で減損テストを実施しております。

・株式に基づく報酬

当社グループは、移行日より前に権利確定した株式報酬に対しては、IFRS第2号を適用しないことを選択しております。

・リース

IFRS第1号では、初度適用企業は、契約にリースが含まれているか否かの評価をIFRS移行日時点で判断することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日時点で存在する事実と状況に基づいて、契約にリースが含まれているかを判断しております。また、リース期間が移行日から12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、費用として認識することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、リースの認識・測定を行っております。

・有形固定資産の原価に算入される廃棄負債

IFRS第1号では、有形固定資産の原価に算入される廃棄等の債務に関わる負債について、廃棄等の債務の発生当初から遡及適用する方法、又は移行日時点で当該廃棄等の債務を測定する方法のいずれかを選択することが認められております。当社グループは、有形固定資産の原価に算入される廃棄等の債務について、移行日時点で測定する方法を選択しております。

・以前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき資本性金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することが認められております。

当社グループは、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、一部の資本性金融資産についてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しております。

(2) IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「ヘッジ会計」、「非支配持分」及び「金融商品の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社グループは、これらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

(3) 調整表

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

2023年6月1日（IFRS移行日）現在の資本に対する調整

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	844	△ 7	—	837		現金及び現金同等物
受取手形、売掛金及び契約資産	1,407	21	—	1,429		営業債権及びその他の債権
商品及び製品	124	428	—	553		棚卸資産
原材料及び貯蔵品	339	△ 339	—	—		
仕掛品	89	△ 89	—	—		
	—	7	—	7		その他の金融資産
その他流動資産	130	△ 15	△ 6	108	(1)	その他の流動資産
流動資産合計	2,936	6	△ 6	2,936		流動資産合計
固定資産						非流動資産
建物及び構築物	444	1,204	—	1,649		有形固定資産
工具、器具及び備品	6	△ 6	—	—		
機械装置及び運搬具	144	△ 144	—	—		
土地	987	△ 987	—	—		
リース資産	62	—	726	789	(2)	使用権資産
建設仮勘定	64	△ 64	—	—		
のれん	725	—	—	725	(6)	のれん
顧客関連資産	1,030	△ 1,030	—	—		
その他無形固定資産	16	1,030	—	1,047		無形資産
投資有価証券	75	157	—	233		その他の金融資産
繰延税金資産	26	—	—	26	(3)	繰延税金資産
保険積立金	64	△ 64	—	—		
その他投資	139	△ 100	△ 4	34	(1)	その他の非流動資産
固定資産合計	3,788	△ 6	722	4,504		非流動資産合計
繰延資産						
創立費	0	—	△ 0	—		
株式交付費	1	—	△ 1	—		
社債発行費	0	—	△ 0	—		
繰延資産合計	2	—	△ 2	—		
資産合計	6,728	—	713	7,441		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
流動負債						流動負債
支払手形、買掛金及び契 約負債	693	—	—	693		営業債務及びその他の 債務
未払法人税等	113	△ 2	—	111		未払法人所得税
短期借入金	50	929	△ 13	966	(1) (5)	社債及び借入金
1年内償還予定の社債	16	△ 16	—	—		
1年内返済予定の長期借 入金	913	△ 913	—	—		
		—	92	92	(2)	リース負債
賞与引当金	56	△ 56	—	—		
役員賞与引当金	1	△ 1	—	—		
その他流動負債	271	59	78	409	(4)	その他の流動負債
流動負債合計	2,115	—	157	2,273		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債	40	△ 40	—	—		
長期借入金	4,267	40	△ 25	4,282	(1) (5)	社債及び借入金
リース債務	24	—	634	659	(2)	リース負債
退職給付に係る負債	33	—	—	33		退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	3	△ 3	—	—		
資産除去債務	61	—	—	61		引当金
繰延税金負債	523	—	79	603	(3)	繰延税金負債
その他固定資産	0	3	15	18	(8)	その他の非流動負債
固定負債合計	4,955	—	703	5,658		非流動負債合計
負債合計	7,070	—	861	7,931		負債合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
純資産の部						資本
資本金	100	—	—	100		資本金
資本剰余金	203	5	△ 3	205	(7)	資本剰余金
利益剰余金	△ 611	—	△ 186	△ 798	(10)	利益剰余金
その他の包括利益累計額 合計	△ 40	—	42	2		その他の資本の構成要素
				△ 490		親会社の所有者に帰属 する持分合計
新株予約権	5	△ 5	—	—		
純資産合計	△ 342	—	△ 147	△ 490		資本合計
負債純資産合計	6,728	—	713	7,441		負債及び資本合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	1,334	△ 22	—	1,312		現金及び現金同等物
受取手形、売掛金及び契 約資産	1,811	95	—	1,907		営業債権及びその他の 債権
商品及び製品	118	395	—	513		棚卸資産
原材料及び貯蔵品	289	△ 289	—	—		
仕掛品	106	△ 106	—	—		
		22	—	22		その他の金融資産
その他流動資産	100	△ 27	△ 9	62	(1)	その他の流動資産
流動資産合計	3,760	68	△ 9	3,819		流動資産合計
固定資産						非流動資産
建物及び構築物	449	1,394	—	1,844		有形固定資産
工具、器具及び備品	8	△ 8	—	—		
機械装置及び運搬具	210	△ 210	—	—		
土地	1,061	△ 1,061	—	—		
リース資産	52	—	683	735	(2)	使用権資産
建設仮勘定	114	△ 114	—	—		
のれん	333	—	62	396	(6)	のれん
顧客関連資産	907	△ 907	—	—		
その他無形固定資産	14	907	—	922		無形資産
投資有価証券	68	78	—	147		その他の金融資産
繰延税金資産	28	—	4	32	(3)	繰延税金資産
保険積立金	56	△ 56	—	—		
その他投資	115	△ 90	△ 8	16	(1)	その他の非流動資産
固定資産合計	3,420	△ 68	742	4,094		非流動資産合計
繰延資産						
創立費	0	—	△ 0	—		
株式交付費	1	—	△ 1	—		
社債発行費	0	—	△ 0	—		
繰延資産合計	2	—	△ 2	—		
資産合計	7,183	—	730	7,914		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
流動負債						流動負債
支払手形、買掛金及び契 約負債	866	—	—	866		営業債務及びその他の 債務
未払法人税等	123	△ 2	—	121		未払法人所得税
短期借入金	200	764	△ 14	949	(1) (5)	社債及び借入金
1年内償還予定の社債	16	△ 16	—	—		
1年内返済予定の長期借 入金	748	△ 748	—	—		
	—	—	100	100	(2)	リース負債
賞与引当金	48	△ 48	—	—		
工事損失引当金	2	—	—	2		引当金
その他流動負債	391	50	91	533	(4)	その他の流動負債
流動負債合計	2,397	—	177	2,575		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債	24	△ 24	—	—		
長期借入金	4,192	24	△ 23	4,193	(1) (5)	社債及び借入金
リース債務	19	—	587	606	(2)	リース負債
退職給付に係る負債	36	—	—	36		退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	8	△ 8	—	—		
資産除去債務	64	—	—	64		引当金
繰延税金負債	480	—	56	536	(3)	繰延税金負債
その他固定	18	8	48	76	(8)	その他の非流動負債
固定負債合計	4,845	—	668	5,513		非流動負債合計
負債合計	7,242	—	846	8,088		負債合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
純資産の部						資本
資本金	100	—	—	100		資本金
資本剰余金	203	41	△ 19	225	(7)	資本剰余金
利益剰余金	△ 419	—	△ 96	△ 516	(10)	利益剰余金
その他の包括利益累計額 合計	15	—	0	15		その他の資本の構成要素
	—	—	—	△ 174		親会社の所有者に帰属 する持分合計
新株予約権	41	△ 41	—	—		
純資産合計	△ 58	—	△ 115	△ 174		資本合計
負債純資産合計	7,183	—	730	7,914		負債及び資本合計

前連結会計年度（自2023年6月1日至2024年5月31日）（直近の日本基準の連結財務諸表作成年度）に係る損益及び包括利益に対する調整

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	6,918	—	358	7,276	(9)	売上収益
売上原価	4,981	—	119	5,101	(4) (9)	売上原価
売上総利益	1,936	—	238	2,175		売上総利益
販売費及び一般管理費	1,547	—	△ 144	1,402	(4) (6) (9)	販売費及び一般管理費
	—	297	△ 221	75	(8) (9)	その他の収益
	—	260	116	377	(9)	その他の費用
営業利益	389	36	45	471		営業利益
営業外収益	88	△ 88	—	—		
営業外費用	85	△ 85	—	—		
特別利益	237	△ 237	—	—		
特別損失	252	△ 252	—	—		
	—	28	41	70	(9)	金融収益
	—	77	18	96	(9)	金融費用
税金等調整前当期純利益	376	—	68	445		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	237	△ 52	△ 21	163	(3) (9)	法人所得税費用
法人税等調整額	△ 52	52	—	—		
当期純利益	191	—	90	281		当期利益
その他の包括利益						その他の包括利益 純損益に振り替えられる ことのない項目 その他の包括利益を通じ て公正価値で測定する金 融資産
その他有価証券評価差額金	55	—	△ 42	13		
その他の包括利益合計	55	—	△ 42	13		税引後その他の包括利益
包括利益	247	—	48	295		当期包括利益

調整に関する注記

(表示組替)

当社はIFRSの規定に準拠するための表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- ・ 日本基準では「現金及び預金」に含めていた預入期間が3ヶ月を超える定期預金等については、IFRSでは流動資産の「その他の金融資産」に振替えて表示しております。
- ・ 日本基準では流動資産の「その他」に含めていた未収入金については、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」に振替えて表示しております。
- ・ 日本基準では「その他投資」に含めていたリース投資資産、固定資産に区分掲記していた「保険積立金」については、IFRSでは非流動資産の「その他の金融資産」に振替えて表示しております。
- ・ 日本基準では流動負債に区分掲記していた「賞与引当金」については、IFRSでは「その他の流動負債」に振替えて表示しております。
- ・ 日本基準では流動負債として区分掲記していた「1年内償還予定の社債」及び「1年内返済予定の長期借入金」については、IFRSでは流動負債の「社債及び借入金」に組替えて表示し、また、日本基準では固定負債として区分掲記していた「社債」及び「長期借入金」については、IFRSでは非流動負債の「社債及び借入金」に組替えて表示しております。
- ・ 日本基準では純資産の部に区分掲記していた「新株予約権」を、IFRSでは「資本剰余金」に振替えて表示しております。
- ・ 日本基準では「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」および「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については「その他の収益」および「その他の費用」に表示しております。
- ・ 日本基準では「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記しておりましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。

(認識及び測定の違い)

(1) 金融負債の発行に直接起因する取引コスト

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する取引コストは前払費用及び長期前払費用として処理していましたが、IFRSでは、金融負債の当初測定額から控除しています。

(2) リース

日本基準では、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、オペレーティング・リースについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりました。IFRSでは、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分がないため、基本的にすべてのリース取引について、「使用権資産」及び「リース負債」を計上しております。

また、日本基準では、オペレーティング・リース取引に係る支払リース料は、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、IFRSでは金利費用は「金融費用」に計上しております。

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債

IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。また、日本基準からIFRSへの調整に伴い発生した一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

(4) 従業員給付

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは「その他の流動負債」として負債計上し、これに対応する人件費を認識しています。

(5) 金融負債の発行に直接起因する取引コスト

日本基準では、元本金額をもって計上していた金融負債について、IFRSでは償却原価で測定される金融負債に分類されるものにつき、償却原価法により事後測定を行い、調整額については金融費用として認識しています。

(6) のれんの計上額の調整

日本基準ではのれんを償却しておりましたが、IFRSでは、IFRS移行日以降、償却をしておりません。

(7) 株式報酬に対する調整

日本基準では、当社が未公開企業の時に発行したストック・オプションについて、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理をしておりましたが、IFRSでは、公正な評価単価に基づいて会計処理を行っております。

(8) 政府補助金

日本基準では政府補助金を受け入れ時に一括して収益認識しておりましたが、IFRSでは繰延収益として計上し、政府補助金により取得した有形固定資産の減価償却に応じて収益計上を行っております。

(9) 企業結合の調整

前連結会計年度において、日本基準では一部子会社に係る企業結合について、企業結合日をみなし取得日としておりましたが、IFRSの適用にあたり実際の支配獲得日を企業結合日とする調整をしております。

(10) 利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	移行日 (2023年6月1日)	前連結会計年度 (2024年5月31日)
のれんの償却に対する調整	—	62
有価証券の調整	△ 42	△ 0
借入金に対する償却原価法の適用	18	13
繰延税金資産・負債の調整	1	—
未払有給休暇に対する調整	△ 54	△ 63
使用権資産、リース負債の計上	△ 90	△ 83
株式報酬に対する調整	2	18
政府補助金の調整	△ 15	△ 37
その他	△ 6	△ 7
合計	△ 186	△ 96

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社セイワホールディングス（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト（<https://seiwaholdings.co.jp/>）で開示しております。当社の要約中間連結財務諸表は、2025年11月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループの事業内容は、モノづくり事業の単一セグメントであります。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約中間連結財務諸表は、2026年2月19日に代表取締役社長野見山勇大及び最高財務責任者井川径成によって承認されております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 企業結合

前中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社富士鍍金工業所
事業の内容 めっき加工事業
- ② 取得日
2024年11月30日
- ③ 取得した議決権付資本持分の割合
100%
- ④ 企業結合を行った主な理由
株式会社富士鍍金工業所は、主に半導体製品や工業機械のめっき加工事業を行っており、同種の事業を行っている東栄コーティング株式会社との連携による営業力・収益性の向上や間接業務の効率化を図り、塗装事業における競争力を高めるためであります。
- ⑤ 被取得企業の支配の獲得方法
現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

	金額
支払対価の公正価値(現金)	1,900
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	307
営業債権及びその他の債権	142
棚卸資産	9
有形固定資産	254
無形資産	378
営業債務及びその他の債務	△8
未払法人所得税	△52
引当金	△30
繰延税金負債	△119
その他	△51
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	831
のれん	1,068

当該企業結合に係る取得関連費用は1百万円であり、すべて要約中間連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	1,900
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	△307
子会社の取得による支出	1,592

(4) 業績に与える影響

当社グループの要約中間連結損益計算書には、取得日が中間連結会計期間末日であるため株式会社富士鍍金工業所から生じた売上収益及び中間利益は含まれておりません。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当中間連結会計期間における当社グループの売上収益及び中間利益は、それぞれ426百万円及び96百万円の増加であったと算定されます。なお、当該プロフォーマ情報は期中レビューを受けておりません。

当中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

(1) 企業結合の概要

① 事業譲受の相手先企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社勝山塗装工業所
事業の内容 工業塗装事業

② 事業譲受日

2025年6月2日

③ 事業譲受を行った主な理由

当社の連結子会社であるタマ化工株式会社及び株式会社金谷塗装工業所では、当該塗装事業と同一の塗装方法（カチオン電着塗装）により事業を展開しており、譲受をすることで、販路の拡大や生産体制の増強、仕入れコストの削減等のシナジー効果を生みだすことができるものと判断しており、塗装事業におけるシェアの拡大と企業価値向上を目指してまいります。

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値分

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値（現金）	263
取得資産及び引受負債の公正価値	
有形固定資産	544
引当金	△21
繰延税金負債	△91
その他	0
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	432
負ののれん発生益	168

当該企業結合に係る取得関連費用は14百万円であり、すべて要約中間連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

負ののれんの発生益は、取得資産及び引受負債の差額が取得対価を上回ったため生じており、要約中間連結損益計算書の「その他の収益」に計上されています。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	263
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	—
事業譲受による支出	263

(4) 業績に与える影響

事業譲受日以降に被取得企業から生じた、売上収益及び中間利益は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

また、当該企業結合が当中間連結会計期間期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、要約中間連結財務諸表に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。なお、当該プロフォーマ情報は期中レビューを受けておりません。

(ブレンズ株式の売却)

当社は、2025年8月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である㈱セイワ工業が保有する㈱ブレンズの全株式を㈱タイセイプラスへ譲渡することを決議し、2025年9月2日付で株式譲渡契約を締結のうえ、2025年9月8日付で株式譲渡を実施したことにより㈱ブレンズの支配を喪失しました。

(1) 支配の喪失に伴う資産及び負債

(単位：百万円)

項目	金額
支配喪失時の資産の内訳	
流動資産	84
非流動資産	54
支配喪失時の負債の内訳	
流動負債	80
非流動負債	202

(2) 支配の喪失に伴う損益

(単位：百万円)

項目	金額
支配の喪失に伴って認識した利益	142
売却に伴う付随費用	△10
子会社株式売却益	132

(3) 支配の喪失に伴う現金及び現金同等物の変動

(単位：百万円)

項目	金額
現金による受取対価	0
連結除外した子会社における現金及び現金同等物	△17
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	17

7. 配当金

前中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

該当事項はありません。

8. 売上収益

収益の分解

当社グループは、製造業を中心とした、単一セグメントのモノづくり事業を展開しております。

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)
一時点で移転される財又はサービス	3,030	3,273
一定期間にわたり移転される財又はサービス	604	601
合計	3,634	3,874

一時点で移転される財又はサービスについては、製品の販売において、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡しまたは検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

一定期間にわたり移転される財又はサービスについては、工事請負契約に基づいた義務の履行により資産が創出され又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、主に契約期間にわたる工事の進捗に応じて収益を認識しております。

9. その他の収益

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)
負ののれん発生益	—	168
子会社株式売却益	—	132
その他	14	15
合計	14	316

(注) 負ののれん発生益及び子会社株式売却益については、注記「6. 企業結合」に記載しております。

10. 1株当たり利益

基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益 (百万円)	221	667
加重平均普通株式数 (千株)	13,480	15,085
基本的1株当たり中間利益 (円)	16.45	44.27

(注) 1. 希薄化後1株当たり中間利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため希薄化効果の計算対象外ですので、記載しておりません。

2. 当社は、2026年1月8日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり中間利益を算定しています。

11. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務）
短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。投資信託は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しています。保険積立金の公正価値は、解約返戻金の金額等を勘案し、算定しております。

（社債及び借入金）

社債の公正価値は、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、重要性の乏しい金融商品は、次の表に含めておりません。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2025年5月31日)		当中間連結会計期間 (2025年11月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債				
借入金	7,181	7,271	6,754	6,791
社債	24	23	16	16
合計	7,205	7,295	6,770	6,807

（注） 借入金及び社債の公正価値はレベル2に分類しております。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度（2025年5月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
投資信託	—	6	—	6
出資金	—	—	7	7
ゴルフ会員権	—	0	—	0
保険積立金	—	—	61	61
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	58	—	—	58
合計	58	6	68	133

当中間連結会計期間（2025年11月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
投資信託	—	7	—	7
出資金	—	—	7	7
ゴルフ会員権	—	0	—	0
保険積立金	—	—	51	51
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	82	—	—	82
合計	82	8	58	149

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品の公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。また公正価値の測定結果については適切な責任者のレビューを受けております。

⑤ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日)
期首残高	64	68
購入	1	1
売却又は解約	△12	△10
その他	8	—
期末残高	61	58

12. 後発事象

(株式分割)

2025年12月24日開催の取締役会及び2026年1月8日開催の株主総会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議しました。

(1) 株式分割の目的

上場後の株価水準を株式会社東京証券取引所の求める望ましい投資金額である1単元が50万円未満になることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026年1月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、2026年1月8日付で1株につき100株の割合をもって分割します。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	150,850株
今回の分割により増加する株式数	14,934,150株
株式分割後の発行済株式総数	15,085,000株
株式分割後の発行可能株式総数	60,340,000株

③ 株式分割の日程

基準日	2026年1月8日
効力発生日	2026年1月8日

(3) 1株当たり利益に及ぼす影響

1株当たり利益に及ぼす影響は、該当箇所に記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19	803
売掛金	※2 123	※2 87
貯蔵品	2	0
前払費用	7	4
未収還付法人税等	3	0
その他	※2 10	※2 34
流動資産合計	166	931
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産合計	1	3
無形固定資産		
無形固定資産合計	—	278
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 4,511	※1 4,521
出資金	0	0
関係会社長期貸付金	※2 145	※2 426
長期前払費用	2	2
その他	5	15
投資その他の資産合計	4,664	4,965
固定資産合計	4,666	5,247
繰延資産		
創立費	0	—
株式交付費	1	—
繰延資産合計	1	—
資産合計	4,834	6,178

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	316	368
未払金	※2 20	※2 38
未払費用	※2 69	※2 94
未払法人税等	0	0
未払消費税等	11	14
預り金	5	19
賞与引当金	1	2
流動負債合計	425	538
固定負債		
長期借入金	1,791	1,742
関係会社長期借入金	※2 2,313	※2 2,721
固定負債合計	4,104	4,464
負債合計	4,530	5,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
その他資本剰余金	203	812
資本剰余金合計	203	812
利益剰余金		
その他利益剰余金	△41	221
繰越利益剰余金	△41	221
利益剰余金合計	△41	221
株主資本合計	262	1,134
新株予約権	41	41
純資産合計	303	1,175
負債純資産合計	4,834	6,178

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
営業収益	※1 494	※1 817
営業費用	※1, ※2 423	※1, ※2 530
営業利益	71	287
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※1 2	※1 3
受取賠償金	2	—
その他	0	0
営業外収益合計	5	4
営業外費用		
支払利息	※1 56	※1 60
その他	0	8
営業外費用合計	57	68
経常利益	19	222
税引前当期純利益	19	222
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等合計	0	0
当期純利益	18	221

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	100	—	203	203	△60	△60	243	5	248
当期変動額									
当期純利益					18	18	18		18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								35	35
当期変動額合計	—	—	—	—	18	18	18	35	54
当期末残高	100	—	203	203	△41	△41	262	41	303

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	100	—	203	203	△41	△41	262	41	303
当期変動額									
新株の発行	325	325		325			650		650
減資	△325	△325	650	325			—		—
欠損填補			△41	△41	41	41	—		—
当期純利益					221	221	221		221
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									—
当期変動額合計	—	—	608	608	263	263	872	—	872
当期末残高	100	—	812	812	221	221	1,134	41	1,175

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備……………10年

工具、器具及び備品………3～4年

4. 繰延資産の処理方法

創立費、株式交付費…均等償却しております。

5. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、純粹持株会社として、グループ子会社とのコンサルティング契約に基づき経営管理等を行っており、グループ子会社からの経営指導料及び受取配当金から収益が成り立っております。経営指導料については、契約に基づき一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識し、受取配当金については、効力発生時点で収益を認識し計上しております。

当事業年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備……………10年

車両運搬具……………3年

工具、器具及び備品………3～4年

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、純粋持株会社として、グループ子会社とのコンサルティング契約に基づき経営管理等を行っており、グループ子会社からの経営指導料及び受取配当金から収益が成り立っております。経営指導料については、契約に基づき一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識し、受取配当金については、効力発生時点で収益を認識し計上しております。

（重要な会計上の見積り）

（関係会社株式の評価）

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
関係会社株式	4,511百万円	4,521百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、財政状態の悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合は、当該会社の中期経営計画等を勘案し、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて相当の減額を行い、評価損を計上する方針としております。

関係会社株式の評価にあたり、経営者は最善の見積りによって判断を行いますが、将来の予測不可能な市場環境の変化等により超過収益力の毀損が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表に計上される関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
関係会社株式	60百万円	70百万円

関係会社株式の担保提供については、連結子会社の借入金を担保するために金融機関との間で締結した株式質権設定契約に基づくものも含まれております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
連結子会社の借入金	191百万円	1,955百万円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
短期金銭債権	128百万円	121百万円
長期金銭債権	145	426
短期金銭債務	46	65
長期金銭債務	2,313	2,721

3 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
三重工業株式会社	36百万円	18百万円
株式会社カケンジェネックス	155	136
株式会社富士商事	—	1,800

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	494百万円	817百万円
営業費用	0	1
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	1	3
営業外費用	21	24

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.1%、当事業年度0.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.9%、当事業年度99.2%であります。

営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年6月 1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)
役員報酬	46百万円	106百万円
給料及び手当	135	144
賞与引当金繰入額	1	2
支払手数料	85	135

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年5月31日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	4,511

当事業年度 (2025年5月31日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	4,521

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年5月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	107百万円
関係会社株式の現物配当による差額	31
関係会社株式評価損	15
賞与引当金	0
繰延税金資産小計	155
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 107
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 48
評価性引当額小計	△ 155
繰延税金資産合計	—

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	107	107
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 107	△ 107
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年5月31日)
法定実効税率	33.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.2
新株予約権損金算入否認額	63.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△202.7
住民税均等割	1.5
評価性引当額の増減	96.3
その他	2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6

当事業年度（2025年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	122百万円
関係会社株式の現物配当による差額	32
関係会社株式評価損	16
賞与引当金	0
繰延税金資産小計	171
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△122
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△49
評価性引当額小計	△171
繰延税金資産合計	—

（注）税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（※）	—	—	—	—	—	122	122
評価性引当額	—	—	—	—	—	△122	△122
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年5月31日)
法定実効税率	33.8%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△44.0
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	6.1
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債について、法定実効税率を33.8%から34.6%に変更し計算しております。この変更による影響はありません。

（企業結合等関係）

取得による企業結合

連結財務諸表「1. 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 7. 企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針 収益及び費用の計上基準）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1	—	—	1	△0	0	0
車両運搬具	—	2	—	2	△1	1	0
工具、器具及び備品	2	2	—	4	△3	1	1
有形固定資産計	3	4	—	8	△4	3	3
無形固定資産							
その他	—	278	—	278	—	—	278
無形固定資産計	—	278	—	278	—	—	278
繰延資産							
創立費	0	—	0	—	—	0	—
株式交付費	1	—	1	—	—	1	—
繰延資産計	1	—	1	—	—	1	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具 社有車1台の購入

工具、器具及び備品 P Cの購入

無形固定資産 特許使用権に関する前払金

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	1	2	1	—	2

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://seiwaholdings.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所グロースへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第1項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は 名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の 氏名又は 名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動 理由
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	井川 径成	愛知県名古屋 市昭和区	特別利害関係者 等（当社の取締 役、当社子会社 の取締役、当社 子会社の監査 役） (注)4、5	12,500 (注)12	5,062,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	森 祐介	愛知県日進 市	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役、当社 の取締役） (注)4、6	12,500 (注)12	5,062,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	児玉 栄司	滋賀県長浜 市	特別利害関係者 等（当社子会社 の代表取締役、 当社の取締役） (注)4	12,500 (注)12	5,062,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	三宅 悠介	愛知県名古屋 市中川区	特別利害関係者 等（当社の監査 役） (注)4、7	7,500 (注)12	3,037,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	安東 秀顕	愛知県名古屋 市千種区	特別利害関係者 等（当社子会社 の代表取締 役）、当社の従 業員 (注)4	7,500 (注)12	3,037,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	山下 裕輔	愛知県名古屋 市瑞穂区	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）、当 社の従業員 (注)4	7,500 (注)12	3,037,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	坂田 啓輔	—	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）	5,000 (注)12	2,025,000 (405) (注)9、12	(注)10

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は 名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の 氏名又は 名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動 理由
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	木村 哲也	—	特別利害関係者 等（当社の取締 役） (注)8	2,500 (注)12	1,012,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	林 友梨	—	特別利害関係者 等（当社の監査 役） (注)7	2,500 (注)12	1,012,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	—	—	当社の従業員	2,500 (注)12	1,012,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年3月 31日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	—	—	当社の従業員	2,500 (注)12	1,012,500 (405) (注)9、12	(注)10
2025年4月 24日	野見山 勇 大	愛知県弥富 市	特別利害関係者 等（大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長、 当社子会社の代 表取締役、当社 子会社の取締 役）	DBC1号投資 事業有限責任組 合 無限責任組 合員 MV有 限責任事業組 合	東京都港区 赤坂八丁目 11番37号	— (注)4	479,500 (注)12	200,023,425 (417.15) (注)9、12	(注)11

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年6月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載するものとしてとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりです。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
5. 2025年8月28日開催の定時株主総会決議による監査等委員会設置会社移行に伴い、当社の取締役を退任し、同日付で当社の監査等委員でない取締役に就任しております。
6. 2025年8月28日開催の定時株主総会終結時を持って、任期満了により当社の取締役会を退任しております。
7. 2025年8月28日開催の定時株主総会決議による監査等委員会設置会社移行に伴い、当社の監査役を退任し、同日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。
8. 2025年8月28日開催の定時株主総会決議による監査等委員会設置会社移行に伴い、当社の取締役を退任し、同日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。
9. 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎として、当事者間の協議のうえ決定しております。
10. 役職員のモチベーションアップ、当事者意識の向上を目的として、当社代表取締役社長野見山勇大より株式譲渡を行ったものであります。
11. 同社からの出資の意向を受け、当社代表取締役社長野見山勇大より株式譲渡を行ったものであります。
12. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①
発行年月日	2025年1月23日
種類	普通株式
発行数	1,605,000株
発行価格	405円
資本組入額	202.5円
発行価額の総額	650,025,000円
資本組入額の総額	325,012,500円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2024年2月1日	2024年9月13日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 453,700株	普通株式 142,000株
発行価格	1株につき 18円 (注)4	1株につき 18円 (注)4
資本組入額	9円	9円
発行価額の総額	8,166,600円	2,556,000円
資本組入額の総額	4,083,300円	1,278,000円
発行方法	2024年1月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年9月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)3

項目	新株予約権③
発行年月日	2025年11月30日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 56,800株
発行価格	1株につき 37円 (注) 4
資本組入額	19円
発行価額の総額	2,101,600円
資本組入額の総額	1,079,200円
発行方法	2025年11月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年5月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、配当還元方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき18円 (注)7	1株につき18円 (注)7	1株につき37円 (注)7
行使期間	自 2026年2月1日 至 2033年12月31日	自 2026年10月1日 至 2033年12月29日	自 2027年12月1日 至 2033年12月29日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 2025年12月24日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。
7. 新株予約権①については、権利の喪失等により当社子会社の取締役1名1,500株分（株式分割後換算）、当社及び当社子会社の従業員4名9,000株分（株式分割後換算）の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。以下の「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
石田 克史	東京都目黒区	会社役員	1,365,800	553,149,000 (405)	(注)
株式会社フューチャーラボ 代表取締役 橋本 享子 資本金 3百万円	滋賀県長浜市名越町 1016番地4	投資業	124,200	50,301,000 (405)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
あいぎんベンチャーファン ド2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 愛知キャ ピタル株式会社 代表取締役 磯部 勝雅	愛知県名古屋市中区和 鶴舞1丁目2番32号	投資業	115,000	46,575,000 (405)	(注)

(注) 当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会 社との関係
井川 径成	愛知県名古屋市昭和区	会社役員	220,000	3,960,000 (18)	特別利害関係者 等（当社の取締 役、当社子会社 の取締役、当社 子会社の監査 役） (注)2、3
三宅 悠介	愛知県名古屋市中川区	会社役員	44,400	799,200 (18)	特別利害関係者 等（当社の監査 役） (注)2、4
山下 裕輔	愛知県名古屋市瑞穂区	会社役員	29,600	532,800 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）、当 社の従業員 (注)2
坂田 啓輔	—	会社役員	7,400	133,200 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
安東 秀顕	愛知県名古屋市千種区	会社役員	4,500	81,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の代表取締 役）、当社の従 業員 (注)2
戸塚 優	—	会社役員	4,500	81,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）、当 社の従業員
小崎 和哉	—	会社役員	4,500	81,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）、当 社の従業員
大石 勇	—	会社役員	4,500	81,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）、当 社の従業員
伊海 英雄	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
吉良 晃一	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
佐藤 康	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
山田 雅和	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
松本 竜也	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会 社との関係
進藤 祐造	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
杉木 康太	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の代表取締役）
西尾 勉	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
竹内 和彦	—	会社役員	1,500	25,680 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役） (注)5

- (注) 1. 上記のほか、大株主等ではない当社及び当社子会社の従業員33名に対して新株予約権を割り当てており、その新株予約権の目的である株式の総数は110,300株であります。なお、退職等の理由により権利を喪失したもののついては含めておりません。
2. 2025年3月31日付の株式移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
3. 2025年8月28日開催の定時株主総会決議による監査等委員会設置会社移行に伴い、当社の取締役を退任し、同日付で当社の監査等委員でない取締役に就任しております。
4. 2025年8月28日開催の定時株主総会決議による監査等委員会設置会社移行に伴い、当社の監査役を退任し、同日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。
5. 同人は株式会社ブレンドの取締役でしたが、2025年9月8日付で当社が保有する同社株式の全てを売却したため、当社子会社の取締役ではなくなっております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会 社との関係
児玉 栄司	滋賀県長浜市	会社役員	44,000	792,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の代表取締役、 当社の取締役） (注)2、3
坂田 啓輔	—	会社役員	6,000	108,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
三原 稔之	—	会社役員	6,000	108,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の代表取締役）
山下 裕輔	愛知県名古屋市長区	会社役員	5,000	90,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）、当 社の従業員 (注)2
安東 秀顕	愛知県名古屋市長区	会社役員	4,500	81,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の代表取締 役）、当社の従 業員 (注)2
原 英輔	—	会社役員	4,500	81,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内 容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会 社との関係
三宅 悠介	愛知県名古屋市中川区	会社役員	3,000	54,000 (18)	特別利害関係者 等（当社の監査 役） (注)2、4
進藤 祐造	—	会社役員	3,000	54,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
松本 竜也	—	会社役員	2,500	45,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
竹内 和彦	—	会社役員	2,500	45,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役） (注)5
佐藤 康	—	会社役員	2,500	45,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
西尾 勉	—	会社役員	2,000	36,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
山田 雅和	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）
吉良 晃一	—	会社役員	1,500	27,000 (18)	特別利害関係者 等（当社子会社 の取締役）

- (注) 1. 上記のほか、大株主等ではない当社及び当社子会社の従業員26名に対して新株予約権を割り当てており、その新株予約権の目的である株式の総数は53,500株であります。なお、退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。
2. 2025年3月31日付の株式移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
3. 2025年8月28日開催の定時株主総会決議による監査等委員会設置会社移行に伴い、当社の取締役を退任し、同日付で当社の監査等委員でない取締役に就任しております。
4. 2025年8月28日開催の定時株主総会決議による監査等委員会設置会社移行に伴い、当社の監査役を退任し、同日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。
5. 同人は株式会社ブレンズの取締役でしたが、2025年9月8日付で当社が保有する同社株式の全てを売却したため、当社子会社の取締役ではなくなっております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山下 裕輔	愛知県名古屋市長区	会社役員	10,000	370,000 (37)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社子会社の取締役) 当社の従業員
戸島 章裕	—	会社役員	6,000	222,000 (37)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
坂田 啓輔	—	会社役員	4,000	148,000 (37)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役) 当社の従業員
馬場 秀行	—	会社役員	4,000	148,000 (37)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
三宅 悠介	愛知県名古屋市中川区	会社役員	2,000	74,000 (37)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の監査等委員である取締役)
安東 秀顕	愛知県名古屋市中川区	会社役員	1,000	37,000 (37)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社子会社の代表取締役) 当社の従業員
小崎 和哉	—	会社役員	1,000	37,000 (37)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役) 当社の従業員
三原 稔之	—	会社役員	1,000	37,000 (37)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
原 英輔	—	会社役員	1,000	37,000 (37)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)

(注) 上記のほか、大株主等ではない当社及び当社子会社の従業員18名に対して新株予約権を割り当てており、その新株予約権の目的である株式の総数は26,800株であります。なお、退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
野見山 勇大 ※1、2、3、4	愛知県弥富市	11,445,500	69.89
石田 克史 ※1	東京都目黒区	1,365,800	8.34
株式会社フューチャーラボ ※1	滋賀県長浜市名越町1016番地4	1,274,200	7.78
DBC1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区赤坂八丁目11番37号	479,500	2.93
井川 径成 ※1、4、5、6	愛知県名古屋市昭和区	413,500 (401,000)	2.52 (2.45)
あいぎん未来創造ファンド4号投資事業有限責任組合 ※1	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	330,000	2.02
森 祐介 ※1、3、4	愛知県日進市	134,500 (122,000)	0.82 (0.74)
あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合 ※1	愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目2番32号	115,000	0.70
橋本 久司 ※7	—	75,000 (75,000)	0.46 (0.46)
橋本 享子 ※7	—	75,000 (75,000)	0.46 (0.46)
山下 裕輔 ※1、4、8	愛知県名古屋市瑞穂区	72,100 (64,600)	0.44 (0.39)
伊澤 智也 ※9	—	61,000 (61,000)	0.37 (0.37)
— ※10	—	61,000 (61,000)	0.37 (0.37)
三宅 悠介 ※1、11	愛知県名古屋市中川区	56,900 (49,400)	0.35 (0.30)
児玉 栄司 ※1、3、5	滋賀県長浜市	56,500 (44,000)	0.34 (0.27)
— ※8	—	54,900 (52,400)	0.34 (0.32)
安東 秀顕 ※1、3、8	愛知県名古屋市千種区	37,500 (30,000)	0.23 (0.18)
坂田 啓輔 ※4、8	—	22,400 (17,400)	0.14 (0.11)
— ※8	—	14,000 (14,000)	0.09 (0.09)
戸塚 優 ※4、8	—	14,000 (14,000)	0.09 (0.09)
大石 勇 ※4、8	—	14,000 (14,000)	0.09 (0.09)
小崎 和哉 ※4、8	—	12,500 (12,500)	0.08 (0.08)
— ※8	—	11,000 (11,000)	0.07 (0.07)
— ※8	—	9,500 (9,500)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
－ ※8	－	8,500 (8,500)	0.05 (0.05)
三原 稔之 ※4	－	7,000 (7,000)	0.04 (0.04)
－ ※8	－	6,000 (6,000)	0.04 (0.04)
－ ※8	－	6,000 (6,000)	0.04 (0.04)
－ ※12	－	6,000 (6,000)	0.04 (0.04)
戸島 章裕 ※4	－	6,000 (6,000)	0.04 (0.04)
－ ※8	－	5,500 (3,000)	0.03 (0.02)
原 英輔 ※4	－	5,500 (5,500)	0.03 (0.03)
－ ※8	－	5,000 (5,000)	0.03 (0.03)
－ ※12	－	4,500 (4,500)	0.03 (0.03)
進藤 祐造 ※4	－	4,500 (4,500)	0.03 (0.03)
馬場 秀行 ※4	－	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
－ ※12、13	－	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
－ ※12	－	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
松本 竜也 ※4	－	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
竹内 和彦 ※7	－	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
－ ※12	－	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
佐藤 康 ※4	－	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
－ ※12	－	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
西尾 勉 ※4	－	3,500 (3,500)	0.02 (0.02)
－ ※12	－	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
山田 雅和 ※4	－	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
吉良 晃一 ※4	－	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
－ ※12	－	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
－ ※12	－	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
－ ※12	－	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
－ ※12	－	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
－ ※12	－	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
その他34名	－	47,700 (42,700)	0.29 (0.26)
計	－	16,377,000 (1,292,000)	100.00 (7.89)

（注） 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※2 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
- ※3 特別利害関係者等（当社子会社の代表取締役）
- ※4 特別利害関係者等（当社子会社の取締役）
- ※5 特別利害関係者等（当社の監査等委員でない取締役）
- ※6 特別利害関係者等（当社子会社の監査役）
- ※7 当社子会社の元役員
- ※8 当社の従業員
- ※9 当社の元役員
- ※10 当社の元従業員
- ※11 特別利害関係者等（当社の監査等委員である取締役）
- ※12 当社子会社の従業員
- ※13 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の二親等内の血族）

2. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

株式会社セイワホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 堤 紀彦

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 川 合 利 弥

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セイワホールディングスの連結財務諸表、すなわち、2025年5月31日現在、2024年5月31日現在及び2023年6月1日現在の連結財政状態計算書、2025年5月31日及び2024年5月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について、監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社セイワホールディングス及び連結子会社の2025年5月31日現在、2024年5月31日現在及び2023年6月1日現在の財政状態並びに2025年5月31日及び2024年5月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。

監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき
利害関係はない。

以上

2026 年 2 月 16 日

株式会社セイワホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堤 紀彦

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

川 合 利 弥

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セイワホールディングスの 2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 6 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 312 条により規定された国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して、株式会社セイワホールディングス及び連結子会社の 2025 年 11 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第 1 号「財務諸表の表示」第 4 項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の

期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026 年 2 月 16 日

株式会社セイワホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堤 紀彦

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

川 合 利 弥

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セイワホールディングスの 2023 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの第 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セイワホールディングスの 2024 年 5 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

株式会社セイワホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 堤 紀彦

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 川 合 利 弥

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セイワホールディングスの2024年6月1日から2025年5月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セイワホールディングスの2025年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上